

2023年度日本保健師連絡協議会活動報告集会

# 2023年度活動報告

2024年3月24日（日）

会長 岡田睦美



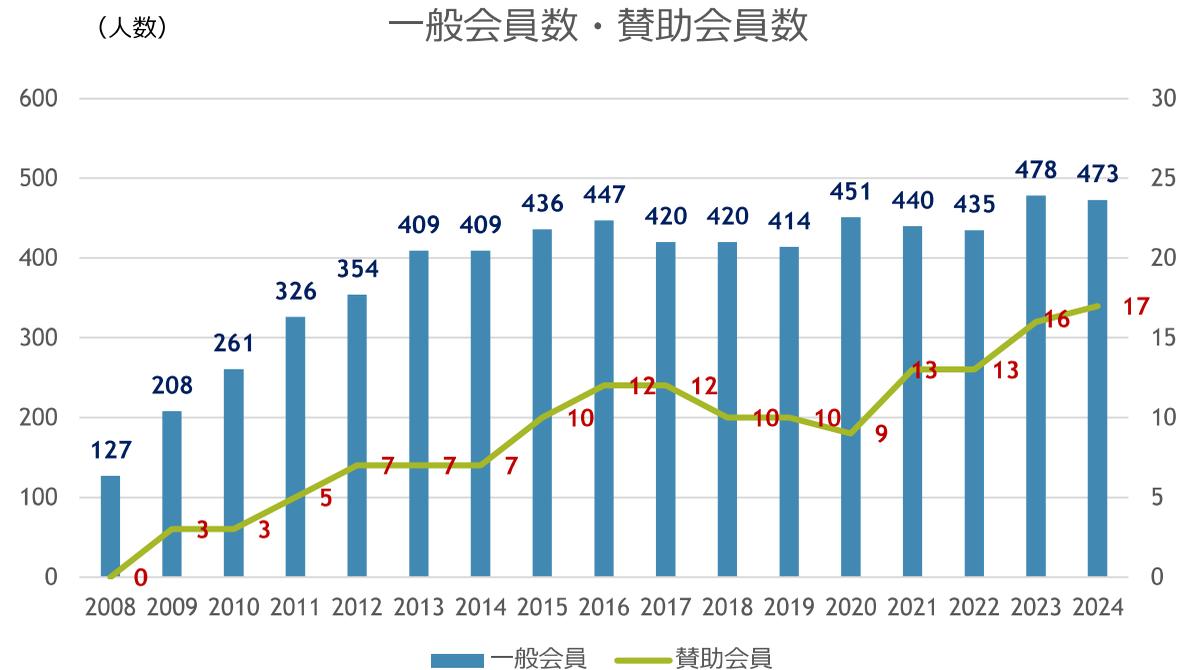
一般社団法人日本産業保健師会

# 日本産業保健師会概況

- 2008年3月「産業保健師活動研究会」設立
- 2009年4月「日本産業保健師会」名称変更
- 2013年11月「一般社団法人日本産業保健師会」法人化

## 設立主旨・目的：

「日本産業保健師会」は職能団体として、**産業保健師のスキルアップ**や**適切な社会認知がされるように働きかける**ことで、産業保健師の活動を支援し、事業所等を労働衛生の観点で支えて社会に貢献することを目的としています。

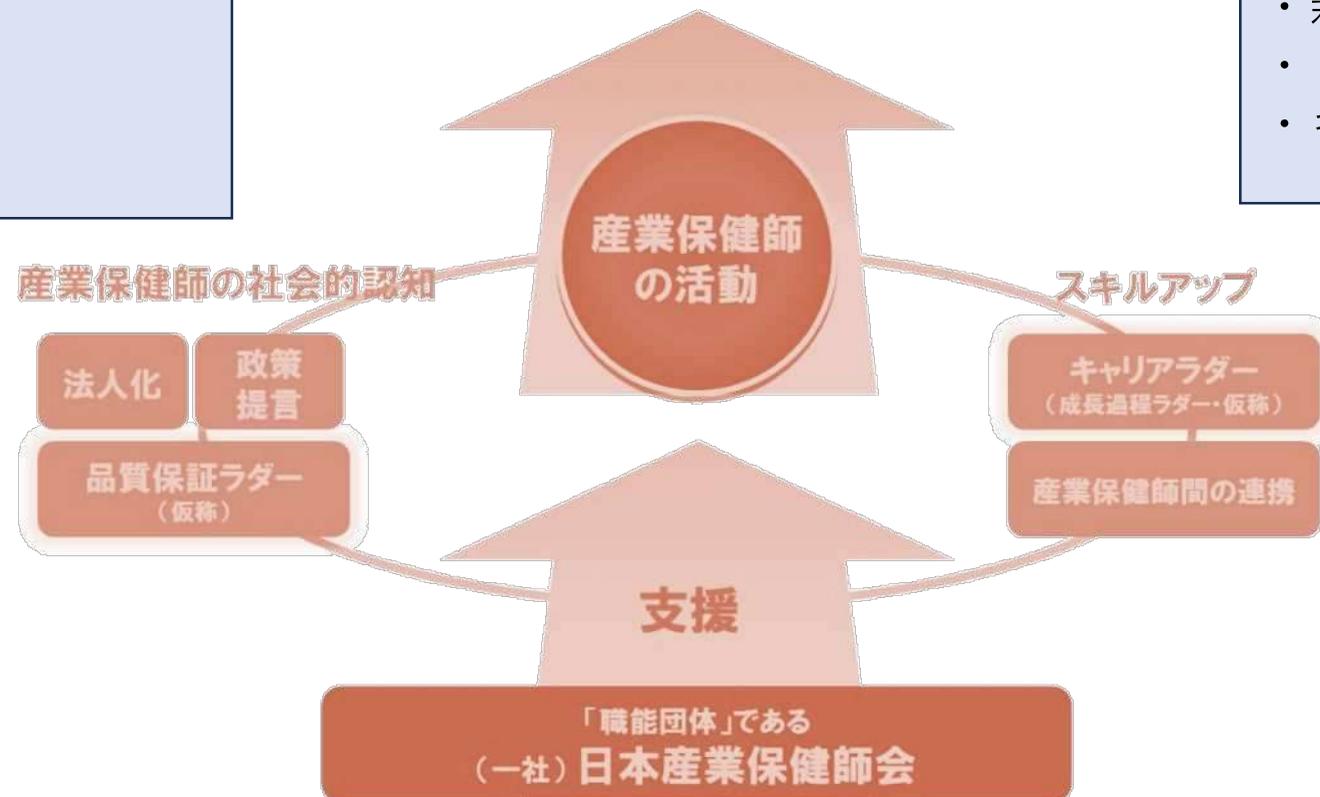


# 日本産業保健師会がめざすもの

- ・ 関連団体との連携
- ・ 要望書提出
- ・ 国の検討会への参画

公衆衛生の向上に寄与し、社会に貢献する

- ・ 定期研修会（年3回）
- ・ 新任期産業保健師研修会
- ・ リーダー養成研修会
- ・ キャリアラダー産業保健師版



日本産業保健師会は、産業保健師が、労働衛生の専門知識も活用し労働者・事業者等に適切で充実した健康支援活動が実践できるよう支援する。

# 2023年度主な活動

---

## ➤ 組織化および活動基盤強化

- ・ ホームページリニューアル、賛助会員バナー専用ページ作成
- ・ ニュースレター発行
- ・ メルマガ毎月配信
- ・ 一般社団法人日本家族計画協会「家族と健康」執筆
- ・ 株式会社法研「へるすあっぷ21」産業保健師インタビュー
- ・ 賛助会員意見交換会開催

# 2023年度主な活動

---

## ➤ 政策化および関連団体との連携強化

- ・ 要望書提出（自民党看護問題小委員会）
- ・ 参議院議員意見交換会（石田昌宏議員、友納理緒議員）
- ・ 産業保健の現状と課題に関する意見交換  
（公益社団法人日本看護協会）
- ・ 産業保健師教育および法制化にむけた連携  
（公益社団法人日本産業衛生学会産業保健看護部会）
- ・ 国の検討会や調査への協力  
（厚生労働省、スポーツ庁、労働者健康安全機構等）
- ・ 日本保健師連絡協議会構成団体としての活動

# 2023年度要望書

令和5年8月18日

自民党看護問題小委員会 御中  
委員長 田村憲久 様

一般社団法人日本産業保健師会  
会長 岡田 睦美



## 産業保健師に関する予算要望書

コロナ禍により、国民の約半数を占める労働者の雇用形態や労働環境は働き方改革が一気に進み大きく変化しました。業種によっては、リモートワークも常態化され、多様な人が多様な働き方をしています。一方、わが国は人生100年時代となり、定年が延長される中、労働力の確保や将来の医療費増大の懸念から、産業保健師は、労働者の健康の保持・増進のために、企業に求められる役割を担い、企業の事業継続と労働生産性の維持に貢献しています。安全衛生法改正により、フリーランスの労働者に対する産業保健サービスの提供が義務づけられ、産業保健師の役割がさらに拡大しています。

### 重点要望事項

1. 産業保健分野で働く保健師の法的位置づけを検討する委員会の開催
2. 系統的な産業保健師版キャリアラダーおよび研修体制の整備と予算措置
3. 中小企業への産業保健サービス充実にむけて、産業保健師活用促進のためのしくみづくり

# 2023年度主な活動

---

## ➤ 産業保健師能力強化

- ・ 研修会開催 3 回
- ・ 新任期産業保健師養成研修会
- ・ 産業保健師活動推進リーダーとしての保健師に必要な能力強化研修（日本看護協会主催）への講師・演習支援
- ・ 厚労省科研へのヒアリング協力

# 2023年度研修会

## 一般社団法人 日本産業保健師会 2023年度 第1回研修会

—産業保健師活動のあり方の本質に迫る—

### 「労働者が自発的に健康行動をとれる組織づくり

#### ：行動経済学とナッジ」

習慣化された行動を変えることの難しさは、多くの人が感じている。労働者が健康を維持し、自身の能力を最大限発揮できるよう支援においては、対象者に行動変容を促し、主体的な実践目標を引き出し健康行動の開始や継続に繋がりにくいこともあります。

2023年7月15日（土）

## 一般社団法人 日本産業保健師会 2023年度 第2回研修会

—産業保健師活動のあり方の本質に迫る—

### 「働く女性の健康支援」

働く女性の半数以上が「女性特有の健康課題などにより持っており、その多くが月経関連の症状や疾病やPMS、によるものです。これらの健康課題は、プレゼンティーズムや与えるだけでなく、就業継続ができずに離職に繋がってしまう。従業員の健康支援活動を行う保健師が、正しい知識や支援の質が向上し、女性がいきいきと働き続けられる組織

2023年11月11日（土）

2024年4月10日（水）

## 一般社団法人 日本産業保健師会 2023年度 第3回研修会

—産業保健師活動のあり方の本質に迫る—

### 「働く人々における睡眠の重要性：

#### 勤務間インターバルとつながらない権利」

働く人々が健康を維持し、労働生産性を向上させるためには、睡眠によって心身の疲労を回復させることが不可欠です。本研修会では、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 上席研究員の久保智英先生を講師に迎え、労働者の睡眠に関するリテラシーの向上を目指した健康教育についてご講演いただきます。

# 2023年度新任期産業保健師養成研修

## 2023年度 一般社団法人 日本産業保健師会 新任期産業保健師養成研修

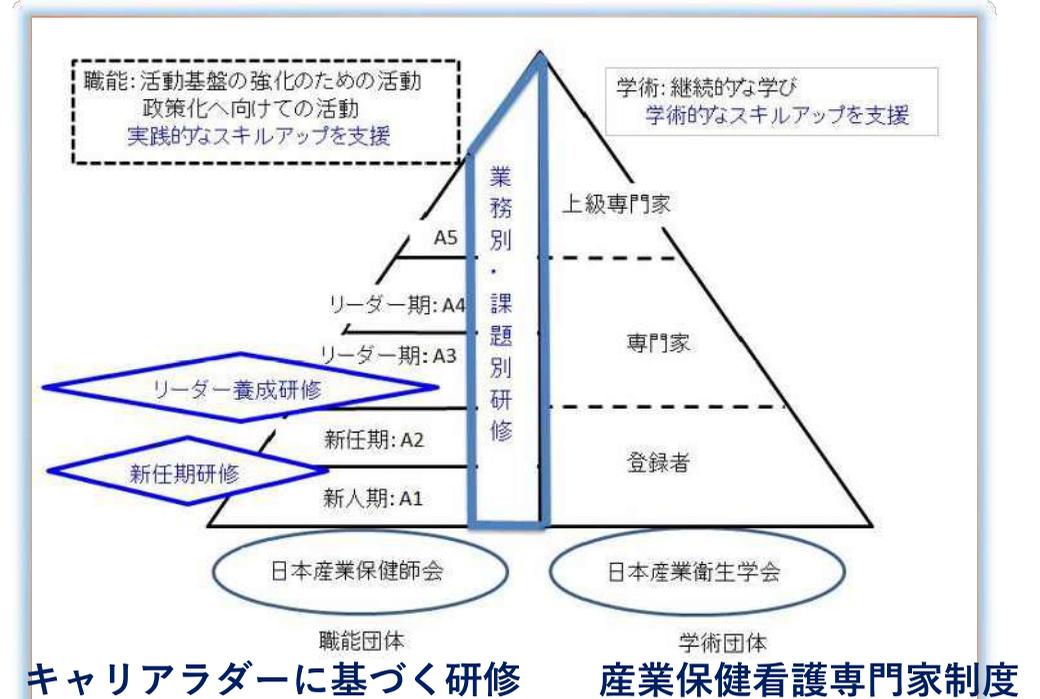
集合型研修



産業保健師に必要な最新の情報や、産業保健活動に必要とされる知識・技術を、講義や実践事例を通じて学ぶとともに、仲間との演習や講師陣との交流を通し、キャリアを考える機会となることを目指しています。

前期：2023年10月19日（木）  
後期：2024年1月19日（金）

**研修目的：**  
新任期保健師に必要な能力を、講義や実践発表、自組織の課題を用いた演習を通して強化する



- ・産業保健師版キャリアラダー
- ・キャリアアップに必要な研修等
- ・国や企業組織等の要望に求められる人材育成

# 新任期研修アンケート結果

---

- 内容で印象に残ったこと
- グループワーク・演習を通して印象に残ったこと
- プログラム（講義・演習・グループワーク構成）全体への意見や感想
- 産業保健師間での仲間づくり・ネットワークづくり

# 2024年度活動計画（重点施策）

1. 産業保健師の活動基盤の強化
2. 産業保健師のキャリア形成の拡充
3. 会員相互の情報共有・情報交換の活性化
4. 新たな健康課題における産業保健師の役割発揮へのさらなる支援

New

- ・ 産業保健師リーダー養成研修会開催
- ・ 日本保健師連絡協議会当番幹事
- ・ キャリアラダー継続検討

ご清聴ありがとうございました



---

一般社団法人日本産業保健師会

# 令和5年度 全国保健師長会の活動について

～保健師活動の転換期を仲間とともに乗り越えるために～

令和6年3月24日

全国保健師長会  
会長 松本 珠実



# 全国保健師長会

- 発足：昭和54年に発足
- 目的：保健師業務の進歩発展と会員相互の連携・親睦を図り、地域住民の健康に寄与し、わが国の公衆衛生の向上に資することを目的とする。
- 事業：保健師業務に関する情報交換  
保健師業務について研修・調査研究
- 会員：自治体に所属し、保健師長と同等以上の職にあるもの  
5,454人（令和5年12月末現在）

# 令和5年度 活動方針

**変わりゆく地域の健康課題に対峙する公衆衛生看護活動の展開**  
～「誰ひとり取り残されない」保健師活動の転換期を仲間とともに乗り越える～

- 1 健康危機管理対応における保健師機能発揮に向けた取組の促進
- 2 地域診断と科学的根拠に基づく公衆衛生看護活動及び人材育成の推進
- 3 ブロック、支部における効果的な活動の推進
- 4 地域の公衆衛生看護活動の推進に向けた会からの情報発信の促進

# 令和5年度 最重点活動目標

## 1 保健師活動の可視化及び質の向上

- ・ 地域における保健師活動の充実強化を図るため、活動の可視化に努めます。
- ・ 都道府県部会・政令指定都市等部会・市町村部会各々の活動の充実を図ります。
- ・ ブロック研修会の充実を図ります。

## 2 情報発信の強化

- ・ 各自治体における取り組みの課題や先進事例の情報発信に努めます。

## 3 災害保健活動の推進

- ・ 「災害時の保健活動推進マニュアル」に基づく活動の理解促進に努めます。

## 4 市町村の会員拡大

- ・ 未加入自治体の加入促進を図ります。

# 全国保健師長会活動体系(令和5年度)

## 各種会議

- 代議員総会
- 運営会議
- 常任理事会
- 拡大常任理事会
- 理事会

## ブロック活動・支部活動

- ブロック研修会(7ブロック)
- 支部活動(62支部)

## 部会・委員会活動

- 都道府県部会
- 政令都市・中核市・特別区部会
- 市町村部会
- 推薦委員会
- 広報委員会
- 調査研究委員会
- 学会、学術に関する委員会
- 健やか親子特別委員会
- 健康日本21の推進に関する特別委員会
- 災害時保健活動特別委員会

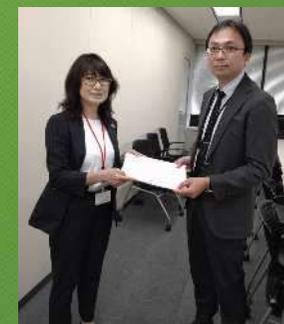
# 活動1 国家要望

## I 重点要望

- 1 母子保健及び児童福祉をマネジメントする保健師の配置
- 2 自治体保健師の地域活動及び平常時からの健康危機管理を重視した人材確保と育成の支援
- 3 統括的な役割を担う保健師の育成と市町村における配置

## II 施策別要望

- 1 母子保健施策及び児童福祉施策
- 2 感染症対策
- 3 健康施策
- 4 高齢者保健福祉施策
- 5 精神保健福祉施策
- 6 障害児者保健福祉施策
- 7 難病施策
- 8 健康危機管理(災害時)
- 9 生活困窮者の健康支援施策



## 活動2 検討会、調査等への参画・協力

### 厚労省/こども家庭庁 審議会・検討会等

- 厚生科学審議会「地域保健健康増進栄養部会/歯科健康診査推進事業」検討部会
- 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム
- 産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業 等

### 厚労省科学研究への協力

- 自治体における災害時保健活動マニュアルの策定及び活動推進のための研究
- 保健所ならびに市町村保健センター間の情報連携を見据えたデジタル化推進に関する研究
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究
- 自治体保健師の計画的・継続的な確保に関する研究 等

### 関係団体との連携

- 日本公衆衛生協会、日本保健師連絡協議会、日本公衆衛生看護学会、日本公衆衛生学会、日本看護協会等
- 「保健師の未来を拓くプロジェクト」への参画

## 活動3 地域保健総合推進事業(受託事業)

健康危機管理における保健活動を推進する  
統括保健師間ネットワーク構築に関する調査研究事業

- ・ 分担事業者 富岡順子(神奈川県平塚保健福祉事務所)

# ネットワークの成果

## 自治体保健師組織の機能の強化

### ◆ 組織としての保健師職能の強化 (健康危機管理)

<例> コロナ逼迫状況が共有され迅速に応援調整

<例> 能登半島地震発生直後から統括間で連絡。  
以前から政令市を含め合同派遣チームを編成  
➡ 迅速に調整し派遣

### ◆ 統括保健師自身の役割認識の強化と行動

<例> 統括としての意識が高まり活動

<例> 他の統括保健師からアドバイスを得て役割・  
期待が明確化  
➡ 的確な動きができた。

## 住民サービスの向上

### ◆ コロナ禍

<例> 救急医療体制の整備につながった。

<例> 統括保健師が窓口になり  
市保健師が応援 ➡ 住民サービスの充実

### ◆ 平時

<例> 新規事業を統括保健師間で相談し、  
住民サービスが充実

## 活動4 調査研究事業

健康危機管理において統括保健師に必要とされる  
技術の明確化

- ・ 河西あかね(東京都多摩府中保健所)

保健所の企画・調整業務を担う保健師に求められる  
能力とその向上のための取組

- ・ 大西聖子(大阪府泉佐野保健所)

# 活動5 ブロック研修

## 北海道ブロック

- ・ コロナ禍の保健師活動の振り返りとこれからの保健師活動を考える

## 東北ブロック

- ・ 「これからの保健師活動」～地域に責任を持つ活動の強化に向けて～

## 北関東・甲信越ブロック

- ・ 未来を創造する公衆衛生看護活動の展開～保健師活動の原点から住民とともに創る未来～

## 南関東・東京ブロック

- ・ 未来を創造する公衆衛生看護活動の展開「多様化する保健師の人材育成とは～日々の実践を振り返る～」

## 東海・北陸ブロック

- ・ 変わりゆく地域健康課題に対峙する公衆衛生活動の展開～「誰ひとり取り残されない」保健師活動の転換期を仲間と乗り越える～

## 近畿ブロック

- ・ ”未来を創造する公衆衛生看護活動の展開“～保健師の原点から住民とともに創る未来～『保健師の人材育成と公衆衛生活動の推進』

## 中国・四国ブロック

- ・ 中堅期の人材育成～保健師を継続する力、なりたい管理者を目指すために～

## 九州ブロック

- ・ 変わりゆく地域健康課題に対峙する公衆衛生活動の展開～「誰ひとり取り残されない」保健師活動の転換期を仲間とともに乗り越える～

## 活動6 委員会活動

- 都道府県部会
- 政令都市・中核市・特別区部会
- 市町村部会
- 推薦委員会
- 広報委員会
- 調査研究委員会
- 学会、学術に関する委員会
- 健やか親子特別委員会
- 健康日本21の推進に関する特別委員会
- 災害時保健活動特別委員会

# 活動7 代議員総会・研修会

日時:令和5年11月18日(土)

場所:ホテル国際21(長野県長野市)

内容:[1]代議員総会

- ・次年度活動方針・予算の決定
- ・役員選挙
- ・統括保健師間ネットワーク推進特別委員会の設置 その他

[2]研修会

- ・基調講演「DXで保健師活動はどう変わる?  
～今、保健師が取り組むべきこと～」田口敦子(慶応義塾大学看護医療学部・教授)  
赤塚永貴(同・助教)
- ・実践報告1「地方自治体の保健師活動におけるICTの活用に関する調査から  
見えてきた課題」吉田知可(大分県)
- ・実践報告2「島田市における保健師活動のDX化への取組」鈴木仁枝(静岡県)

## 活動8 災害関連



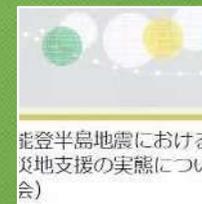
### 情報発信

- ホームページを活用し、情報発信
- WebGISデータ公開サイト、メンタルヘルス対策、被災しているお子さんを持つお母さんお父さん向けチラシ、ラピッドアセスメントシート等保健活動情報記入様式、応援受援時活用様式等



### 研修会の開催

- 「能登半島地震関連・地震断水時の避難所・避難生活の衛生対策」オフィス環監未来塾 中臣昌広先生
- 1月28日、2月29日（オンライン・オンデマンド）



### 実態調査

- 能登半島地震における自治体保健師の被災地支援の実態について
- 2月5日～16日
- 対象 61支部長

## 令和6年度に向けて

- 各種保健医療福祉計画の初年度である令和6年度は、会員相互のネットワークの重要性を踏まえ、時代の要請に応える保健師活動を追及し、保健師の未来を見据えて、①効果的な保健師の人材育成とそれを支える体制の強化、②健康格差の解消を目指した保健師活動の推進、③新たな手法による保健師活動の横展開などを図っていく。
- 令和5年度地域保健総合推進事業の成果を踏まえ「統括保健師間ネットワーク推進特別委員会」を新設し、統括保健師の機能発揮を目指す。
- 地域に根差した活動の減少などの実態を踏まえ、地区活動のあり方について議論を深めていきたい。

ご清聴ありがとうございました。



全国保健師長会

令和5年度日本保健師活動研究会 活動報告

第1回オンラインセミナー

どうする！？

こども家庭センターと母子保健活動

# セミナー開催の背景

- 人口減少、少子化の中で、子ども基本法が制定
  - こども家庭庁の設置
  - 2024年度から、市町村に「こども家庭センター」の義務化
- 【戸惑いの声】
- 福祉主導で進んでいる「こども家庭センター」の位置づけは、どうしたらよいのか？
  - 地域保健の枠組のなかにあった母子保健はどうなるのか？
  - ポピュレーションアプローチ、地区担当制はどうするのか？

# セミナーのプログラム

日時：2023年10月28日（日）13:30-16:30 オンライン

ねらい：日々思う疑問を出し合い整理し、保健師らしい母子保健活動のあり方を一緒に考えよう

13:30-	開会あいさつ	日本保健師活動研究会 会長	平野かよ子
13:33-	講演 こども家庭センターと保健師活動	日本保健師活動研究会 副会長	中板 育美
14:04-	話題提供① 大阪市の取り組み	大阪市 こども青少年局 子育て支援部 保健副主幹 大阪市 健康局 健康推進部 保健指導担当部長	友田 桐子 松本 珠実
14:35-	話題提供② 高浜町の取り組み 話題提供③ 福井県の取り組み	高浜町 こども未来課 課長補佐 福井県 丹南健康福祉センター 福祉保健部 部長	本田友紀子 濱坂 浩子
15:05-	質疑応答		
15:15-	休憩		
15:20-	話題提供③ あきる野市の取り組み	あきる野市 子ども家庭支援センター 所長	石山 和可子
15:35-	参加者同士のトークタイム		
16:25-	質疑応答		
16:28-	閉会あいさつ	日本保健師活動研究会 副会長	松浦 美紀

# 講演

こども家庭センターと保健師活動

**新たなこども施策の中で、こども家庭センターと保健師の役割**

武蔵野大学 本会副会長  
中板 育美

# 「児童福祉法等の一部を改正する法律」 2024年4月1日施行

## 子育てに困難を抱える家庭への支援が不十分

変更のポイント	内容
子育て世帯への包括的支援の強化	こども家庭センターの設置や家庭支援の充実。子育て家庭への包括的な支援の提供 サポートプランの作成の義務化 子育て世帯訪問支援事業
児童や困難を抱える妊婦への支援の質の向上	一時保護所や児童相談所における支援の質の向上 妊産婦への支援強化 妊産婦等生活支援事業(メンタルヘルス含む) 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業
社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童への自立支援強化	社会的養育経験者や障害児の自立支援強化
児童の意見聴取などの仕組み整備	児童の権利擁護の強化
一時保護開始時の判断に関する司法審査導入	一時保護時の司法審査導入(透明性の確保)
子ども家庭福祉における実務者の専門性向上	実務者の専門性向上 資格や研修制度の整備 認定こども家庭ソーシャルワーカー
児童をわいせつ行為から守るための環境整備	児童をわいせつ行為から守るため、保育士の資格管理の厳格化 犯罪者の保育士への就職を防ぐ措置 日本版DBS(=Disclosure and Barring Service)

# こども施策の立案・実施に当たって踏まえるべき基本的な事項

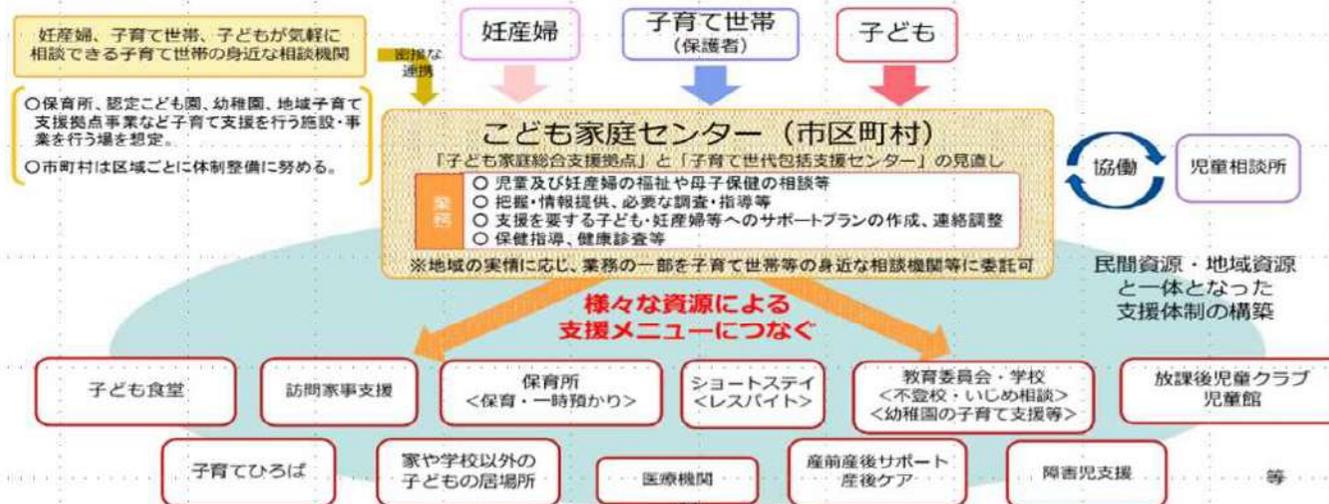
- 1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の視点に立って考えること  
「意見表明権 と 意思決定支援」  
こどもが意見を聴かれる権利
- 2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと  
子育てを社会全体で支えていく環境が整備し、子育てに安心感を持てる
- 3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすること
- 4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるようにすること

# こども家庭センターの設置

全ての妊産婦、子育て世帯、全ての子ども  
へ一体的に相談支援を行う機能を有する

- ・「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の意義・機能を維持する(市区町村の努力義務化)
- ・パターンは一つではない

改正児童福祉法(令和4)



厚生労働省ホームページ(令和3年度全国児童福祉主管課長会議資料)引用  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24264.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24264.html)

こども家庭庁 成育局母子保健課、支援局虐待防止対策課：こども家庭センター業務ガイドライン(暫定版)のうち母子保健部分の送付について.事務連絡. 令和5年9月13日

## 予防を担う母子保健

母子保健(事業)は、

- ・疾患や障害のスクリーニング
- ・親のメンタルヘルス・子育ての特徴を把握

保健師は、母子保健事業を介して、医学的・心理的・社会的視点で、問題が起こる前にそれを軽減するスターター



(サポートプラン)

母子保健・精神医学関連の知識を総動員し、こどもの健全な発育を阻む、または虐待等の不利な養育条件(リスク)をことが起こるまえに評価し、児童福祉や医療など地域連携のもとにリスク軽減に繋ぐことができるポジション。

## 保健師の役割

母子保健における『予防活動』を  
「こども家庭センター」に浸透させる

- ⇒ 安全な妊娠経過・出産
- ⇒ 養育環境の早期改善
- ⇒ 子どもの心身の健康性の保障
- ⇒ 子どもが大人に意見を聴かれる権利の行使(権利条約12条)
- ⇒ 虐待等の不利な養育条件のリサイクリングの阻止
- ⇒ 予防はコスト・ベニフィットが非常に大きい(長い目で見て…)

## 話題提供①

# こども家庭センターの設置に向けた 大阪市の取組

大阪市こども青少年局子育て支援部  
健康局保健指導担当部

保健副主幹 友田 桐子氏  
部長 松本 珠実氏

## 【大阪市の概況】

- 人口：277万人、出生数：1520/R5.9月
- 24区に保健福祉センター
- 母子保健体制：大阪市版ネウボラ 伴走型相談支援、  
4歳児訪問指導事業（全数対応）
- 母子管理票で情報の集約・一元化：紙媒体と母子保健システム  
切れ目のない支援の構築（支援連絡票）
- 保健福祉センター：  
地域保健活動担当（保健）と子育て支援室(福祉)で構成  
支援連絡票を用いて情報共有・連携  
センターの人口、保健師等の人員、保健と福祉の連携に違い

# こども家庭センター設置へ向けての準備の経緯①

- 各区の**母子保健の実態把握の調査・分析**(R5.6～)  
24区の具体的な方法・体制、保健と福祉の連携状況  
アンケート調査:職員体制、既存会議、連携方法  
各区保健福祉センターへ出向き保健と福祉にヒアリング
- ワーキンググループ・作業部会**を設置  
保健と福祉それぞれに課長とリーダー職員でのワーキングG  
統括保健師と福祉職のリーダーによる保健と福祉の作業部会
- 市の**基本的な考え方の策定**(調査結果を基に)  
主な検討テーマ:  
①サポートプラン ②合同ケース会議 ③事務フォロー等

## こども家庭センター設置へ向けての準備の経緯②

### 【保健の作業部会の主な意見】

- 合同ケース会議の持ち方  
母子保健のグレーゾーンのケースについても組織的に情報共有・相談
- 連携の要の「統括支援員」等にポピュレーションアプローチの理解の働きかけ
- これまでの母子保健活動を踏襲しつつ業務の整理；  
現行の支援プランの課題、サポートプランを作成する対象

### 【保健師の増員】

令和2年度より、新たな保健と福祉の充実を図るため、健康危機管理や保健福祉センター等に保健師を増員

## 【基本的な考え方】

こども家庭センターは情報共有・連携の機能と捉え、この機能を各区保健福祉センターの地域保健活動担当(母子保健)と子育て支援室(児童福祉)の部門構成で担い、「統括支援員の配置」と「合同ケース会議」で充実を図る。

## 【今後の課題】

- ・大阪市版「こども家庭センター業務の手引き(仮)」の作成
- ・新たな業務について区長会、区担当者会での説明
- ・市民、関係機関へのこども家庭センターについての周知

## 話題提供②

# こども家庭センターの設置に向けた 高浜町の取組

kurumu（子育て世代包括支援センター）と子ども家庭総合支援拠点の  
立ち上げから、こども家庭センターへ  
～幸せに子育てができるまちを目指した高浜町の取り組み～

福井県高浜町こども未来課 課長補佐 本田 友紀子氏

## 【高浜町の概況】

人口；10,175人、高齢化率；33.1%，出生数；70人/R3  
産科医療機関なし、助産院なし、  
妊産婦は車で30分以上かかる近隣市の産科医療機関へ

## 【令和5年4月「こども家庭センター」：こども未来課を設置】

こども未来課の構成

- ・保健福祉課保健G（母子保健、子育て支援、保育所・こども園、子育て世代包括支援センター・こども家庭総合支援拠点）
- ・保健福祉課福祉G（障がい児福祉、ひとり親支援、児童扶養手当）
- ・住民生活課（こども医療、こどもの諸手当）

# こども家庭センター設置までの経緯①

## 【子育て世代包括支援センター(Kurumu)の取組み】

### <平成28・29年:準備期間>

就学前までの子ども家庭の**現状把握・分析**;カルテや問診票等を分析・整理し、支援方法の見直

町として目指す姿を:「幸せに子育てができる町」と住民目線で再構築

### <平成30年>

チーム支援力の強化、妊娠期からの家族支援、リスクの高まりやすい時期の支援強化として民宿を活用した**産後ケアデイサービス**、一時預かりの開始

拠点(kurumu)の充実;子育て世代包括支援センターの改修

## こども家庭センター設置までの経緯②

### • 要対協調整機関・子ども家庭総合支援拠点の取組み

<平成24年>

要保護児童の増加・深刻化:虐待件数の増加の分析、ワーキング部会を開催、  
要対協の運営体制の見直し、研修会の導入

<平成28・29年>

子ども虐待状況の分析・整理、必要な対策の明確化

<平成30年>

子ども家庭総合支援拠点の設置

要保護児童数は増加するも緊急対応ケースは減少

### • 一体的な支援の推進のための課題・新たな取組み

実施体制の課題:主たる支援者が不明確、人員配置

新たな取組み:支援プラン様式の作成、カンファレンスの実施、フローチャートの作成

# 令和5年度から【こども家庭センター】になってのメリットと課題

## 高浜町の「こども家庭センター」

子育て世代包括支援センター(kurumu)と子ども家庭総合支援拠点、住民生活課で構成する「こども未来課」を標榜

- **メリット:**
  - ①妊娠期からの一体的支援、介入しやすい
  - ②相談を保健と福祉ですぐ共有し対応できる
  - ③障がい・生活困窮との連携がしやすい
- **課題:**
  - ①ヤングケアラー、不登校等への対応と教育委員会等との連携
  - ②虐待ケースの複雑化・重症化
  - ③対応する人材の育成

## 話題提供④

# こども家庭センターの設置に向けた 東京都あきる野市の取組

あきる野市における母子保健と児童福祉の一体化と  
保健師活動の課題

東京都あきる野市子ども家庭支援センター所長  
保健師業務調整担当  
石山 和可子氏

## 【あきる野市の概況】

- ・ 人口:79.648人、高齢化率：30.6%、修正数:382 人/R4,
- ・ 7 地区
- ・ 子ども家庭部 子ども家庭支援センター
- ・ 保健師の活動体制：
  - 地区担当制（H8～H24）介護・障害へ分散配置
  - 健康課は地区担当
  - H25年度から業務担当

## 保健師を取り巻く動き

- H7 1市1町が合併し、あきる野市となる、保健師は1人のみ
- H8 母子保健移管に合わせ複数保健師の採用、配置は係に分かれるが、保健師の活動体制は係を超えて地区担当制とする
- H18 子ども家庭支援センターに保健師が配置される
- H25 地区担当制から業務担当制となる
- H28 保健師業務の今後の方向性に関する検討会議  
構成員:副市長、保健師が所属する部課長、保健師主査2人
- R3 保健師管理職に保健師業務調整担当の辞令(R1に1人の保健師が管理職)  
統括保健師として課を超えた保健師活動の調整を行う

## 母子保健と児童福祉の一体化

- ◆ R2 子育て支援拠点\*（児童福祉所管）と本庁（健康課）に分散されている  
母子保健係の集約について検討開始
- R3 母子保健係の配置や組織の在り方について、母子保健係を所管する健康福祉部長、健康課長、子育て支援拠点\*を所管する子ども家庭部長、子ども家庭支援センター所長と協議
- \* あきる野市独自の「子育て世代包括支援センター」「子育て支援総合窓口」「ファミサポ」「ひろば」「一時預り」「子ども家庭支援センター」が同じ場所に配置されている部署  
国から子ども家庭センター設置の通知が発出されたことに伴い、母子保健係を子ども家庭支援センターに組織変更することの協議を開始し、
- ◆ R5 母子保健係が子ども家庭支援センター（児童福祉を含む）の所管に変更

# 児童福祉と母子保健の一体化により

## 【達成できたこと】

- 密な情報共有
- 保健師と相談員の動きが見え、連携した対応や役割が明確化
- スムーズなケース対応

支援の必要な妊婦に対して、母子健康手帳交付時に、その場で保健師と相談員が同時に顔つなぎができ、支援計画を共有できる。

虐待通告で子ども調査を行う際に、これまでの母子保健でのかかわりを直ぐに確認でき、その上で子どもと保護者に対応できる。

## 【課題】

- 出産・子育て応援事業や産後ケア事業などの対応に追われ、保健師としての地区活動が行えない。
- 保健師は地区担当制の下で、子どもから成人、障がい者、高齢者と、全ての市民の相談対応の窓口となり、市民にとって分かりやすく相談しやすい体制の推進を図ることをめざしている。

## オンラインセミナーでの学び

- ◆各自治体は、これまでの保健と福祉の活動実態・連携実態を振り返り、また、改めて調査・分析し、自治体としての方向性を話し合っている。
- ◆その結果を踏まえ、保健と福祉による切れ目のない支援をより一層一体化する組織の在り方を協議する場（ワーキンググループ、作業部会、協議会）を設置している。
- ◆保健と福祉の組織のトップをメンバーに含めた構成員で組織・人員について協議し推進させている。
- ◆これまでの活動方法や連携体制を基盤として、「こども家庭センター」を、より一体化した支援を強化する「機能」と位置付けている。
- ◆保健活動のポピュレーションアプローチや予防の機能を発展させ、ハイリスクアプローチと連動した保健福祉活動の実現を目指そうとしている。

- ◆保健師は、自治体全体の保健師活動と子どもに関する支援・連携とを連動させ、保健師活動の本質を維持させようとしている。
- ◆これを機に保健師の人員増を図っている。

**各自治体がこれまでの活動を活かし、ポピュレーションアプローチや予防を発展させる「こども家庭センター」の在り方を協議し進めることを期待する。また、本会は次年度も保健師の実践の向上を支援し、実践から保健師の活動方法論を明らかにする活動を発展させる。**

## 話題提供③

# 福井県の母子保健の取組み

福井県丹南健康福祉センター 福祉保健部長  
濱坂 浩子氏



## 母子保健サービスの全県的水準の向上 成果と課題

### 成果

- ・母子保健スーパーバイザーの市町支援活動により、各市町の乳幼児健診等の実態を把握し、課題を明確化
- ・母子保健スーパーバイザーによる新任期保健師の同行訪問や会議企画等への指導を通じ、若手保健師が成長
- ・管内市町との会議やヒアリング、現場見学等により、母子保健の課題共有がしやすくなった。
- ・市町間の連絡調整や市町への技術的援助など県の役割の再確認、次世代の健康を育む母子保健活動へのモチベーション向上。

### 課題

- ・母子保健サービス(妊娠期、産前・産後の支援、乳幼児健診等)の全県的水準の向上に向けた取組みの推進
- ・県の母子保健担当者の知識・技術の向上
- ・市町支援や母子保健のポピュレーションアプローチ等の技術・経験を、管理期保健師から若手保健師へ継承
- ・本庁、健康福祉センター、市町とのさらなる連携強化によるハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの展開
- ・母子保健スーパーバイザーの継続的な確保



# こども家庭センター設置に向けた市町の課題と県の取組みの方向

## 市町の課題

- ・母子保健はじめ、健康づくり、介護予防などあらゆるポピュレーションアプローチにとりくむ必要
- ・こども家庭センターの設置に伴い、統括支援員およびスタッフの確保・育成が必要
- ・こども家庭支援センターの設置により、市町の母子保健活動がハイリスクアプローチに偏り、ポピュレーションアプローチが手薄になる危惧

## 連携と支援

### 県の取組み

- ・**情報発信**: 統計データから見た課題の提示  
県内・外の好事例の紹介
- ・**人材育成**: 管理期⇒マネジメント力の強化  
中堅～新任期⇒対人支援能力の強化
- ・**ポピュレーションアプローチの充実・強化への支援**  
事業評価や改善への助言

### 保健所の取組み

- ・**ハイリスクアプローチ**(医療的ケア児、複合的な問題を抱えた母子への支援など)の**強化**
- ・地域診断に基づく**管内市町の課題に応じた支援**
- ・管内の関係機関との**連携強化**
- ・管内市町のニーズに合わせた**研修実施**

連携

地域における保健師活動の課題と今後の取組みについて  
～日本看護協会の2023年度の活動から～

公益社団法人日本看護協会  
常任理事 中野 夕香里



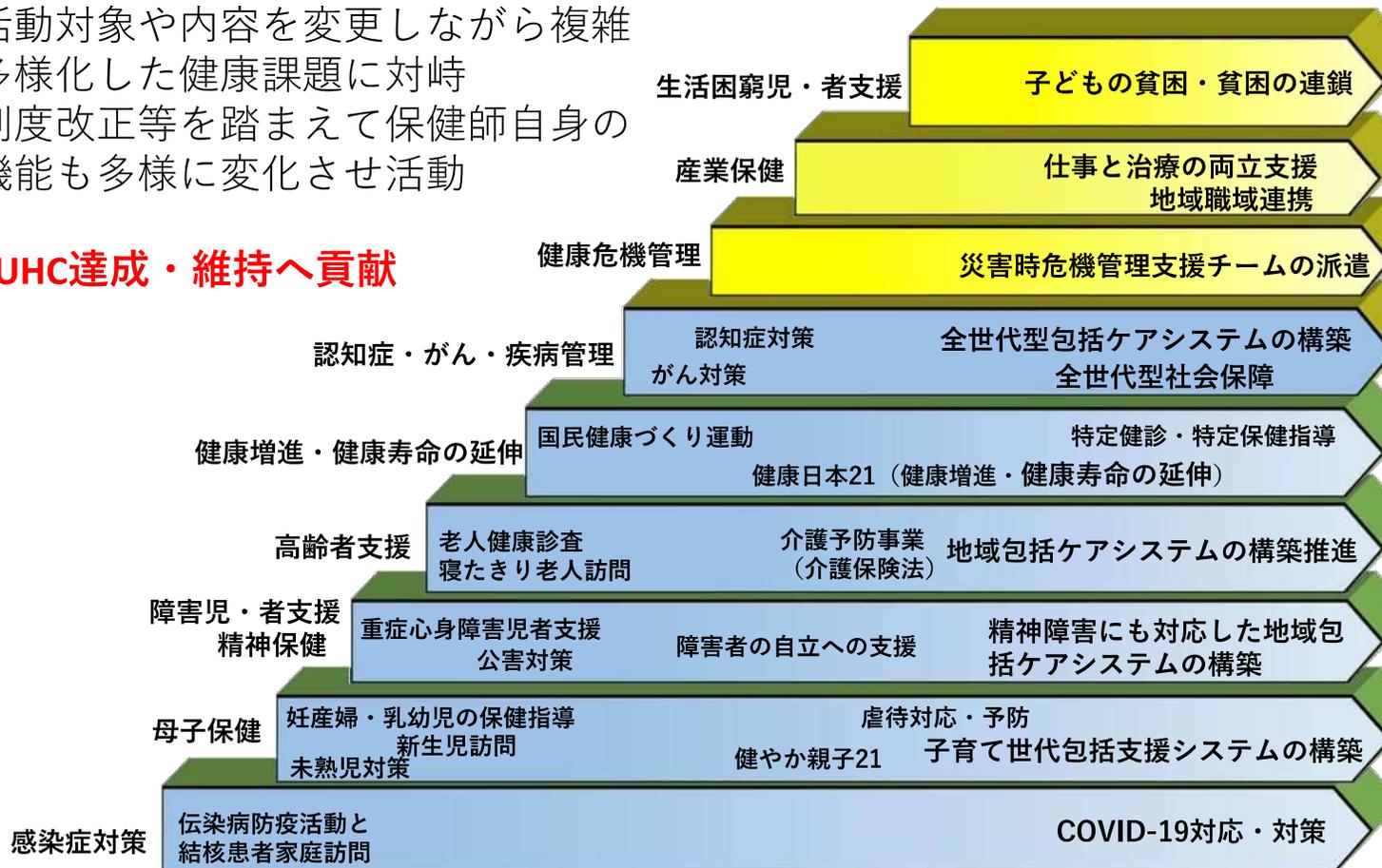
生きるを、ともに、つくる。  
公益社団法人 日本看護協会

# 日本の健康課題・対策の変遷と保健師の役割

保健師は、

- 時代に合った活動を積み重ねて展開
- 活動対象や内容を変更しながら複雑多様化した健康課題に対峙
- 制度改正等を踏まえて保健師自身の機能も多様に变化させ活動

➡ **UHC達成・維持へ貢献**



地域共生社会へ  
(各分野の統合)

保健婦規則の制定

1941 1950年代 1960年代 1970年代 1980年代 1990年代 2000年代 2010年代 2020年代～現在



## 国・関連施策の主な方向性

- **地域包括ケア**の推進
- **地域共生社会**の実現
- 持続可能な**全世代型社会保障**の実現
- **健康危機**への体制強化
  - 関連施策は様々に変遷

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正  
(令和5年3月27日厚生労働省告示第86号)



# 現在・将来の地域社会の変化

- 超少子・高齢社会／人口減少の更なる進展
- 気候変動による災害の発生や感染症の拡大
- 療養の場の地域への移行
  - ・ 疾病や障害を持ちながら地域で生活する人々の増加
- 地域コミュニティの脆弱化
  - ・ 互助／共助の脆弱化、人々のつながりの希薄化
  - ・ 生活困窮・孤立化（就職氷河期世代の高齢化、単身世帯の増加）
  - ・ 健康格差の拡大
- 更なる地方分権の進展
  - ・ 自治体間格差／地域格差の拡大



# 保健師を取り巻く課題を踏まえた必要な取組み

- 保健師の継続的・計画的な**人材確保**
- 保健師の**人材育成**
  - － 教育（基礎教育・現任教育）の質の確保
  - － 保健師の専門性の可視化
- 保健師の**活動強化・活躍推進**
  - － 保健師間・多職種間連携の強化
- 保健師を支える**政策・要望**



本会保健師関連事業  
委員会



# 2023年度 保健師関連事業（全体概要）

## ● 保健師の確保と活躍推進

- 1) 自治体保健師人材確保のための魅力・情報発信事業
- 2) 保健師の人材育成ツールの開発
- 3) 大学院教育推進に関する検討
- 4) 保健政策の動向及び健康危機管理に関する政策提言,情報収集・発信

## ● 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取り組み

- 1) 地域における重症化予防に資する看護活動の強化に向けた検討と公表
- 2) 産業保健のあり方に関する検討

※全て本会重点事業

## ● 保健師の確保と活躍推進

令和5年度 厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業

### 1) 「自治体保健師人材確保のための魅力・情報発信事業」

#### (1) 自治体保健師の活動内容や魅力発信のためのイベント

対象：看護学生、保健師資格保有者、学生の保護者等

開催場所：各都道府県にて

- ◆ 12月開催：33か所
  - ◆ 1月開催：11か所
  - ◆ 3月開催：1か所
- 参加者総数 約1,500名

#### 【プログラム】

- 第一部：自治体保健師から活動内容や魅力発信 ※Web  
(会場でパブリックビューイングを実施)
- 第二部：自治体保健師との相談会 ※対面  
(各都道府県にて相談ブース設置)



## (2) 自治体保健師人材確保に向けたeナースセンターの活用促進

自治体保健師の求人情報を周知・検索する方法として、  
e-ナースセンターの活用について情報発信

※チラシを作成し配布

	チラシの種類	配布先
①	自治体向け	都道府県および市町村等
②	求職者向け	都道府県ナースセンター等

①自治体向け

②求職者向け

## ● 保健師の確保と活躍推進

### 2) 保健師の人材育成ツール（習熟段階）の開発

#### 【背景】

- ✓ 全保健師を対象とした保健師実践能力・習熟段階等を明示したものがない
- ✓ 「保健師活動指針」には、人材育成体制構築や人材育成を一層推進することが示されているが、現在の現任教育・人材育成体制等は十分ではない\*

\* 保健師の活動基盤に関する基礎調査（2022年度厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業）

#### 【2023年度 実施内容】

- 保健師実践能力等に関する既存のエビデンスを収集・確認
- 保健師関連団体等と有識者会議を開催し、方向性を検討



#### 【2024年度 予定】

保健師実践能力に基づく学習項目・習熟段階の作成

- (1) 全ての保健師に共通する保健師実践能力の明確化
- (2) 保健師実践能力に基づく学習項目・習熟段階（案）の作成

## ● 保健師の確保と活躍推進

### 3) 大学院教育推進に関する検討

#### 【背景】

- ✓ 単位の読み替えにより 「公衆衛生看護」に関する教育の内容・時間の不足\*
- ✓ 大学教育（選択制・必修制）では、実習で「家庭訪問」「健康相談」「健康診査（問診）」の主体的な体験ができていない\*
- ✓ 保健師に求められる実践能力の卒業時の到達割合は約60～70%\*

\* 2017年「保健師学校養成所における基礎教育に関する調査」報告書記載より

#### 【2023年度 実施内容】

- 文部科学省による看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に向けた検討進捗について情報収集・意見交換
- 保健師の大学院教育の推進に向けた現状と課題を保健師関連団体と共有し、大学院教育/上乗せ教育の推進方策を検討するための論点整理



#### 【2024年度 予定】

大学院教育の成果や大学院化推進のための取組み戦略の明確化  
(取組みの課題整理、合意形成)



- 保健師の確保と活躍推進

- 4) 保健政策の動向及び健康危機管理に関する政策提言、情報収集・発信

## 保健師の活動指針の改正に向けた検討

### 【背景】

- ✓ 前回の指針改正から10年、社会環境や保健師に求められる役割は変化
- ✓ 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正 (R5.3.27)
- ✓ 健康日本21（第三次）開始等、保健師活動に関連する法令や指針・方針等の改正  
→2040年問題等を見据え、今後必要な保健師活動の検討・明確化が必要である。

### 【2023年度 実施内容】

- 47県協会保健師職能委員長をとおして全国から意見集約
- 保健師の活動の現状と課題を整理、指針改正における議論のポイントを検討



### 【2024年度 予定】

地域指針と保健師活動指針の改正に向けた提言及び改正指針の活用推進策の検討

※2024年度 保健師職能委員会活動でも取組む



- 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取り組み
- 1) 地域における重症化予防に資する看護活動の強化に向けた検討と公表

### 【背景】

- ✓ 2040年頃の社会の課題を見据えた注力すべき課題として  
「地域における療養支援等の確立」 \* 本会、2040年を見据えた看護のあり方の検討より
- ✓ 本事業は2020年度より開始し、看護活動内容や体制の具体を調査・ヒアリング

### 【2023年度 実施内容】

- 2020年度～2022年度の結果を踏まえ、今後地域において強化すべき重症化予防に資する看護活動の方向性を整理
- 自治体保健師と地域の看護職等の連携・協働による地域保健・地域看護活動のポイントをまとめた冊子の骨子作成
- 地域・職域連携に関して実践者へのグループヒアリング
- 外部学識者等による執筆協力チームを編成し、冊子原稿（案）を作成



### 【2024年度 実施内容】

冊子完成・配布（取組み促進のための周知活動）

## ● 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取り組み

### 2) 産業保健のあり方に関する検討

#### 【背景】

- ✓ 労働者の健康保持・増進に関する課題の多様化
- ✓ 労働者の約7割が勤務する中小企業では、産業保健活動を十分に行える人員・活動体制ではなく、見直しが必要

#### 【2023年度 実施内容】

- 厚生労働省「産業保健のあり方に関する検討会」の「議論の概要」へ意見提出  
→産業保健分野の保健師等の役割・位置づけの明確化に関する意見もあったが、具体的な法改正には至らず。
- 産業領域で活動する看護職に対しヒアリングを実施し、現状・課題等を整理
- 産業保健の現状・課題の共有に向け産業保健関係団体との意見交換



#### 【2024年度 実施内容】

##### 働き盛り世代の健康を支える地域・職域連携の強化戦略の検討

##### (1) 地域・職域連携の実態把握調査（Web調査）

対象：① 産業保健総合支援センター、地域産業保健センター ② 中小企業

##### (2) 地域・職域連携の好事例収集

##### (3) 地域・職域連携の強化戦略の検討



# 2023年度 本会保健師職能委員会のテーマ

- ① 保健師活動指針の改正に向けた検討
- ② 保健師の連携強化に向けた現状把握・課題発見  
～これからの地域保健活動推進に向けた保健所、市町村、  
産業保健師等の連携について～
- ③ 入会促進に向けた取り組みの成果・課題の共有と  
推進策の検討

## ②保健師の連携強化に向けた現状の情報収集・課題発見 県・保健所と市町村の連携に関する現状・主な課題と今後必要な取り組み

### 現状のまとめ・主な課題

#### ●コロナ禍前から続く連携の希薄化

- ・連携できる機会の減少
- ・保健師の「保健師間連携」の必要性に対する意識の差
- ・保健所設置市の保健師と都道府県・保健所の保健師との地域の健康課題等の共有が困難

#### ●地域の健康課題を踏まえた効果的な施策展開の困難さ

- ・（市町村）実施すべき多種多様な事業への対応自体が主業務になっている傾向
- ・（県・保健所）県下の市町村や地域全体の健康課題を踏まえた効果的な施策展開・市町村支援が困難/不十分
- ・分散配置等による自治体内（組織内）の保健師間の連携不足

#### ●人材不足

- ・マンパワー不足  
（保健所の新任保健師の増加、中堅期保健師の不足）
- ・統括保健師の役割に関する認識のずれや認識不足  
（本人及び周囲）
- ・小規模自治体単独での人材確保が困難

※事前情報収集シート・地区別職能委員長会での議論に基づき作成

### 今後必要な取り組み（方向性）

#### ◆「保健師間連携」の必要性に対する意識の醸成

例) 統括保健師が組織内外の連携に積極的に関与する。

#### ◆所属組織内の保健師間連携の推進

例) 分散配置されている保健師らが、業務内容や地域の健康課題等について共有する機会を持つ。

#### ◆所属組織を越えた保健師間連携・協働の推進

##### ※県・保健所と市町村が一緒に取り組むことが重要

- 例) 市町村と県が地域全体を「ともに考える」機会を持ち地域の健康課題を共通認識する。
- 例) 役割分担し、実践的な共同事業を実施する。
- 例) 県協会保健師職能委員会で地域の健康課題について積極的に議論し情報発信する。

#### ◆資質の向上・人材育成と計画的な人材確保

- 例) 基礎教育から現任教育まで継続した教育体制（統括保健師の育成含む）を構築する。
- 例) ベテラン保健師（定年延長後）を活用した新たな人材育成の仕組みをつくる。

© 2024 Japanese Nursing Association

### 2024年度 保健師職能委員会活動

- ・各地域の状況に応じた保健師の人材育成・確保のあり方検討

### 〔再掲〕2024年度 本会事業【重点事業】

- ・保健師実践能力に基づく学習項目・習熟段階の作成

## ②保健師の連携強化に向けた現状の情報収集・課題発見 産業領域、地域・職域連携に関する現状・主な課題と今後必要な取り組み

### 現状のまとめ・主な課題

- **産業領域の保健師の配置状況等の実態が不明**
  - ・ 地域の産業領域の保健師がどこにいるのかやどのような活動をしているのか等について実態把握が難しい。
- **地域・職域連携推進協議会を踏まえた効果的な取り組みが困難**
  - ・ 産業領域の保健師（企業・都道府県産業保健総合支援センター・地域産業保健センターや保険者）との連携の必要性は認識しているが、具体的な連携・協働には至っていない。
  - ・ 地域・職域連携推進協議会での検討を踏まえ、取り組みや事業展開に進めることが難しい。

### 今後必要な取り組み（方向性）

- ◆ **地域・職域の互いの役割や活動の理解を深める**
  - 例) 産業領域の保健師が県協会保健師職能委員会の委員として参画する。
  - 例) 産業領域の保健師同士が意見交換できる場を設置する。
  - 例) 大学・地域包括支援センター・在宅医療看護の関係機関・産業領域等の保健師で協働し、研修会を実施する。
  - 例) 保健師職能が中心となり、県内の全保健師が集まる合同会議と地域保健と産業保健の合同フォーラムを開催する。
  - 例) 都道府県産業保健総合支援センターの保健師を県協会保健師職能の研修講師とし、産業領域との交流を図る。
- ◆ **産業領域の保健師の配置・活動の実態把握**
- ◆ **地域・職域連携の実効性を高めるための方策の検討**
  - 例) 関係機関の保健師代表者が情報交換する場の設置

### 2024年度 保健師職能委員会活動

- ・ 自治体保健師と地域の看護職の連携による取り組み推進策の検討
- 〔再掲〕 2024年度 本会事業 【重点事業】
  - ・ 働き盛り世代の健康を支える地域・職域連携の強化戦略の検討

# 令和6年能登半島地震における 日本看護協会の活動について



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

# 令和6年能登半島地震 災害の概況

令和6年1月1日 16時10分 石川県能登地方

- 最大震度 7 (M7.6)の地震が発生
- 大津波警報・津波警報・津波警報の発令
- 以降、震度1 以上の余震1,695 回

## 石川県における被害状況

死者：241名

重軽症者：1,429名

避難者：11,612名

住家被害：46,568棟

(2月28日14時00分現在)



家屋が倒壊し、  
ライフラインも断絶

発災直後は、  
道が塞がれ支援も  
入りにくい状況



1月5日、金沢から  
輪島市まで片道7時間



奥能登地域の  
高齢化率は約50%

# 日本看護協会の災害対応

## 1. 能登半島地震対策本部

- 1) 対策本部の設置
- 2) 対策本部会議（第18回まで開催）

## 2. 災害支援ナースの派遣調整

## 3. 災害支援ナースの宿泊先・移動手段の手配

- 1) 宿泊先の確保
- 2) 移動手段の確保
- 3) 緊急事態に備えた対応体制

## 4. 災害支援ナースの活動のための物品の確保と供給

- 1) 個人用防護具（PPE）等の確保
- 2) 物資運搬のためのトラック等の手配

## 5. 本会職員の派遣

- 1) 保健医療福祉調整本部への本会職員派遣（1月6日～2月29日、延べ68人）
- 2) 石川県看護協会への本会職員の応援派遣（1.5次避難所、石川県看護協会等）（1月6日～2月29日、延べ71人）

## 6. 広報活動

- 1) 公式ホームページを通じた情報発信
- 2) 機関紙「協会ニュース」
- 3) メディア対応

## 7. 会議関係

- 1) 医療関係団体等緊急会議への出席
- 2) 都道府県看護協会 能登半島地震に関する現状報告会の開催

## 8. その他

- 1) 石川県看護協会への活動支援金の送金
- 2) 災害支援ナース用看護職賠償責任保険制度の特別加入
- 3) 災害支援ナース派遣にかかる交通費等
- 4) 災害支援ナース派遣元県協会への委託金の支払い

# 支援活動の経過

月日	概要
1月1日	日本看護協会内に危機対策本部を設置
1月5日	石川県看護協会が奥能登地域3か所の医療機関で災害支援ナースによる支援活動を開始
1月6日	日本看護協会の派遣調整により、全国の災害支援ナースの支援活動を開始
2月29日	災害支援ナースの活動を終了

計**27**都府県看護協会より延べ**2,982**人が活動

＜活動場所＞

医療機関5カ所、避難所15カ所、1.5次避難所2カ所

# 今後の取組み

災害支援ナースの派遣による外部支援は2月末で終了しましたが、看護職能団体として、被災地を支えるための活動に引き続き取り組んでまいります



令和6年1月1日「能登半島地震」が発生し甚大な被害を受け、  
県内の医療が大変深刻な状況となっております。  
石川県ナースセンターでは、看護職員の確保が難しい  
能登地区で勤務していただく看護職を募集いたします。

【出典】石川県看護協会  
[https://www.nr-kr.or.jp/noto\\_h/noto-project/](https://www.nr-kr.or.jp/noto_h/noto-project/)

# 2023年度日本保健師連絡協議会★活動報告集会

テーマ:保健師の未来に向けて基盤を確認しよう!



## 保健師関連団体が 力を合わせてできること

(一社)日本公衆衛生看護学会 岡本 玲子

2024年3月24日 (日)

500人のZoomオンライン集会

# 令和6年能登半島地震へのお見舞い

---

このたびの石川県能登地方を震源とする大規模な地震により、お亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

合わせて、被災者の救済と被災地の支援のためにご尽力されている方々に深く敬意を表します。

皆様のご安全とご健康、そして被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

日本公衆衛生看護学会 役員一同

# 日本公衆衛生看護学会の活動概要

本会は2012年7月に設立され、2015年4月には一般社団法人となり、次年度は法人としても10年目を迎えることとなりました。会員数は当初の300人から2300人に増加し、うち2000人が保健師であり、実践者と教育研究者がほぼ半々、若干教育研究者が多いという構成になっています。

温暖化や新興感染症、軍事侵攻など、予測が困難で影響が地球規模に及ぶ事象が人々の命を脅かしている現代において、法人化5期めの活動のモットーを「すべての人に健康を！に向けた私たちの変革と継承(Transformation and Continuity in Public Health Nursing toward Health for All!）」とし、この2年間、次にお示しした方針に沿って活動して参りました。

## 〔活動方針(法人化第5期)〕

1. 公衆衛生看護のグランドデザインのブラッシュアップと活動の見える化
2. 公衆衛生看護学の体系に基づく実践ガイドラインの開発とエビデンスに基づく活動の実装
3. 専門家認証制度の始動と体制整備、実践・教育・研究の連動
4. ポストコロナ・新時代の学術活動の推進(DX化、グローバル化、ハイブリッド化)
5. 会員の定着と拡大に向けた魅力ある学会活動への継続的質改善
6. 社会に向けた学会としての提言・声明

本日は、今期の主な取り組みについて、ご報告します。



活動方針1（法人化第5期）

社会の変容に応じる変革と継承

## 公衆衛生看護の グランドデザインの改定

# 公衆衛生看護のグランドデザイン～2050年に向けて～

## 検討の経過

時期・場・方法	内容
2022.9.11 第3回理事会	総務会より、公衆衛生看護のグランドデザイン～2035年に向けて～の見直しについて、を提案
2022.11.13 第4回理事会	各委員会から1-3について意見集約し、改定案を検討。次回理事会までの間関連委員会との意見交換会を実施。
2022.12.16 第5回理事会	臨時の改定検討会を立ち上げて検討し、パブリックコメントを経て、2024年度総会にて決定をめぐすこととなった。
2023.1.6 役員に報告メール	役員からの推薦者、理事長・副理事長を含む8名を改定検討会メンバーとし、改定検討会による改定案をパブコメに先立ち全代議員に諮り意見を収集することを報告した。
2023.1.25 第1回改定検討会	改定について意見を出し合い、メンバー間でメール審議を繰り返しブラッシュアップしてメンバー全員で確認した。
2023.3.2 役員メール審議	改定案(新旧対照表、イメージ図)を示し、代議員に諮ってよいかを審議し、承認を得た。
2023.3.10 代議員メール依頼	3/31を締切とし、改定案について、意見収集シートへの記入を求め、意見を収集した。
2023.4.18 第2回改定検討会	事前に代議員等の意見と回答案、修正案を示し、メンバーからの意見を集約した結果を会議にて示し意見交換した。後日メール審議しブラッシュアップした。
2023.5.14 第1回理事会	改定検討会の改定案(新旧対照表、イメージ図、代議員等の意見への回答書)を示し、パブリックコメントに諮ってよいかを審議し、承認を得た。
2023.6.11 第2回理事会	総会までの今後の進め方について資料を示し(パブコメから決定への流れ、パブコメの方法、パブコメ反映後の周知の方法、決定後の公開・周知の方法など)、承認を得た。
2023.6.12-7.31 パブリックコメント	改定案(新旧対応表とイメージ図)について、メーリングリストで会員に周知し、ホームページで1か月間の公開し、20名より89件のコメントを得た。
2023.8.21 第3回改定検討会	コメントひとつひとつへの回答を改定検討委員会にて協議し、回答書と修正案を作成した。
2023.10.1 第3回理事会	パブコメへの回答書と修正案について検討し、メーリングリストでの会員への周知とホームページでの1か月間の公開について承認を得た。
2023.10.13-11.13 パブコメ回答と修正案を公開	1か月間公開し、特に追加の意見はなかった。理事会では、2024年度の活動計画にも反映することとし、6月の総会にて承認し、学会活動の新たな指針とする予定。

本会が、2016年6月に作成し公表した「公衆衛生看護のグランドデザイン～2035年に向けて～」改定の趣旨

2035年に向けたグランドデザインについて、昨今の急激あるいは想定外の社会の変化への対応、ならびに内閣府が発出したSociety5.0の実現という点で、現行の内容では不十分であり、学会としてのアクションをより明確に示す必要があると考え、改定が望ましいと判断しました。

同時に、長期的に将来を見据えた方向性を示す必要があるという観点から、2050年に向けてと改めて、その内容を検討することとしました。

公衆衛生看護のグランドデザインは、2050年に予測される社会を見据えて、学会員と社会に対して、本学会が果たすべき公衆衛生看護の方向性と構想を示すものです。

案については、パブリックコメントを経て修正し、理事会を経て、修正内容を1カ月以上公開しご確認いただきました。このあと、2024年6月の総会にて決定という流れとなります。理事会一同、皆さまのご協力を賜りながら、新しいグランドデザインに沿った活動を進めて参ります。

# 公衆衛生看護のグランドデザイン～2050年に向けて～

## 予測される2050年の社会

- 地域間の健康格差が拡大する
- 個人間の健康格差が拡大する
- 健康管理の方法や、人々の行動の様式が変化する
- 影響が地球規模に及ぶ健康課題が増加し、未曾有の事態や社会的脅威が予期せず勃発するおそれがある

## 公衆衛生看護の理念と使命

社会的公正を活動の規範とする／人々の健康増進と社会の安寧に寄与し公衆衛生の向上をめざす  
 社会の変化をいち早く把握する／全ての人々の健康事象を根拠に基づいて明確化・予測する／人々と環境に果敢に働きかける

## 公衆衛生看護の目標と役割

**ビジョン**：全ての人々が健康に暮らせる社会を目指して～健康格差の縮小と、健康危機への対応力強化を図る～

- 目標1** 人々がコミュニティの健康づくりに貢献できるようにする
- 目標3** 地域の保健医療福祉を発展させる

- 目標2** 社会的弱者を発見し、命と尊厳を衛る
- 目標4** 世界の公衆衛生看護に寄与する

国民の健康増進と社会の安寧に寄与することを目的とし、**日本公衆衛生看護学会が担うこと**



### 実践の基盤整備

- 公衆衛生看護技術の明確化
- 実践に基づくエビデンスの蓄積と発信
- エビデンスに基づく実践の推進
- 公衆衛生看護実践の場を拡充

### 教育の基盤整備

- 教育全般**
  - 高度な実践能力を開発する教育の強化
  - 生涯を通じた切れ目のない教育体制の整備
  - 社会の変革に対応する人材の育成
- 基礎教育**
  - 求められる専門能力を習得する教育の強化
  - 看護基礎教育に積み上げる公衆衛生看護の基礎教育の強化
- 現任教育**
  - 実践力と研究力を強化する人材育成の推進
  - 管理・統括能力を強化する人材育成の推進
  - 専門家認証制度の発展

### 研究の基盤整備

- 公衆衛生看護学の構築
- 公衆衛生看護研究の推進
- 実践者と研究者の協働による成果創出の推進
- 継続的質保証体制の構築
- 社会的認知の促進



活動方針2（法人化第5期）

エビデンスに基づく活動の実装に向けて

## 公衆衛生看護の 実践ガイドラインの開発

# 実践ガイドラインの開発 ★ 学術実践開発委員会

## 2022-2023

- 公衆衛生看護実践のためのガイドライン作成のための  
スコープおよびクリニカルクエスチョンの設定
- ガイドライン作成におけるシステマティックレビュー  
のための文献検索および1次スクリーニングに着手
- ガイドラインの基本について会員と情報共有するために  
第11・12回学術集会でワークショップ開催

## 2024-

- システマティックレビューのための2次スクリーニング
- ガイドラインの草案作成のための体制づくり



活動方針3（法人化第5期）  
実践・教育・研究の連動

## 専門家認証制度の始動と 体制整備

# JAPHN認定専門家誕生！★ 専門家認証制度委員会

日本公衆衛生看護学会認定専門家

Public Health Nursing Specialist 現在 92名

- 審査要領作成と審査体制整備、審査業務の一部委託
- 広報・周知(第11・12回学術集会ワークショップ、メール・チラシ・雑誌掲載ほか)
- 専門家認定審査、理事会での審議・理事長への諮
- 認定者への認定証・バッジの送付
- 認定専門家へのニーズ調査の検討と実施
- 認定専門家交流会の開催
- 認定者のHP公表



活動方針4（法人化第5期）

ポストコロナ・新時代の学術活動の推進

DX化・グローバル化・  
ハイブリッド化の推進

# DX化・グローバル化・ハイブリッド化

- 広報委員会**
- ホームページ：活動写真, 保健師サプリ, 研究なうアーカイブ
  - 定期配信：研究なう, メールマガジン
  - SNS活動配信：Facebook, ユーチューブ, インスタ準備

- 国際委員会**
- グローバルトーク：第1回米国、第2回フィリピン、第3回英国
  - Global Network for Public Health Nursingと連携  
次回カナダ大会(2025/7/28-30カルガリー)への参画、ほか

- 選挙管理委員会**
- 2023年度選挙よりWEB投票システム導入

## 第11回、第12回 学術集会

- ハイブリッド開催

第12回日本公衆衛生看護学会学術集会

「自分らしく生きる」を支える  
公衆衛生看護活動を考える  
～新たな地域包括ケアの扉を拓く～

2024年1月6日(土) 1月7日(日)

北九州国際会議場 + オンライン

学術集会会長 尾形 由起子 (福岡県立大学看護学部)

学術集会副会長 丹田 智美 (北九州市/全国保健師長会)

ハイブリッド  
開催



活動方針5（法人化第5期）

会員の定着と拡大をめざし

より魅力ある学会活動  
へと、継続的に質改善

# 継続中の事業（2023年度）

---

## 編集委員会

日本公衆衛生看護学会誌（電子ジャーナル）第12巻1・2・3号の発行  
ベストレビューアー賞の選考・表彰

## 学術実践開発委員会

公衆衛生看護研究助成の募集・選考・助成

## 表彰委員会

学術奨励賞(教育・実践部門)

学術奨励賞(優秀論文部門) の受賞者選定と表彰

学術集会における受賞活動・論文の公表機会を設定

# 委員会企画のワークショップ<sup>°</sup>継続中（第12回学術集会）

## 災害・健康危機管理委員会

プリペアドネス「次の感染症健康危機への備え」  
～地域の保健師の力を結集した健康危機管理体制の構築に向けて～

## 倫理委員会

みなさん、実際どうしていますか？倫理審査！！  
事業評価のための研究的取り組み過程から

## 教育委員会

多様な経歴を有する新任期保健師の効果的な人材育成の方策

## 学術実践開発委員会

公衆衛生看護実践のためのガイドラインは必要?! :  
ガイドラインの基本を一緒に学びましょう

## 専門家認証制度委員会

「日本公衆衛生看護学会認定専門家」の公衆衛生看護活動  
への活かし方

## 広報委員会

伝わってますか？自分たちの活動  
対象者に「届く」発信について考えよう



活動方針6（法人化第5期）

社会に向けた学会としての取り組み 1

## 地域看護関連学会 合同委員会

# 地域看護関連学会合同委員会 2023年度開始

参加学会：一社）日本公衆衛生看護学会  
一社）日本地域看護学会（今年度当番）  
一社）日本在宅看護学会

経緯：

公衆衛生看護学会では公衆衛生看護の定義や公衆衛生看護学の体系の明確化、および地域看護学会では在宅看護学・地域看護学・公衆衛生看護学の概念整理等をしていった。双方のこの動きについて、関連学会が合同で検討し、合意のうえ公表する方向が望ましいという考えから、昨年度、公衆衛生看護学会と地域看護学会の理事長が相談し、合同委員会を持つことが方向付けられた。その後、地域看護学会理事長が在宅看護学会と調整し、2023年度より3学会の合同委員会を開始することが実現した。

今期の活動：

- 在宅看護学、地域看護学、公衆衛生看護学の定義の明確化
- 学士課程における看護師養成のために必要な共通の教育内容の明確化
- 次年度の地域看護学会学術集会での理事会セミナーの企画
- 看護学教育モデルコアカリキュラムへの合同での意見提出



活動方針6（法人化第5期）

社会に向けた学会としての取り組み 2

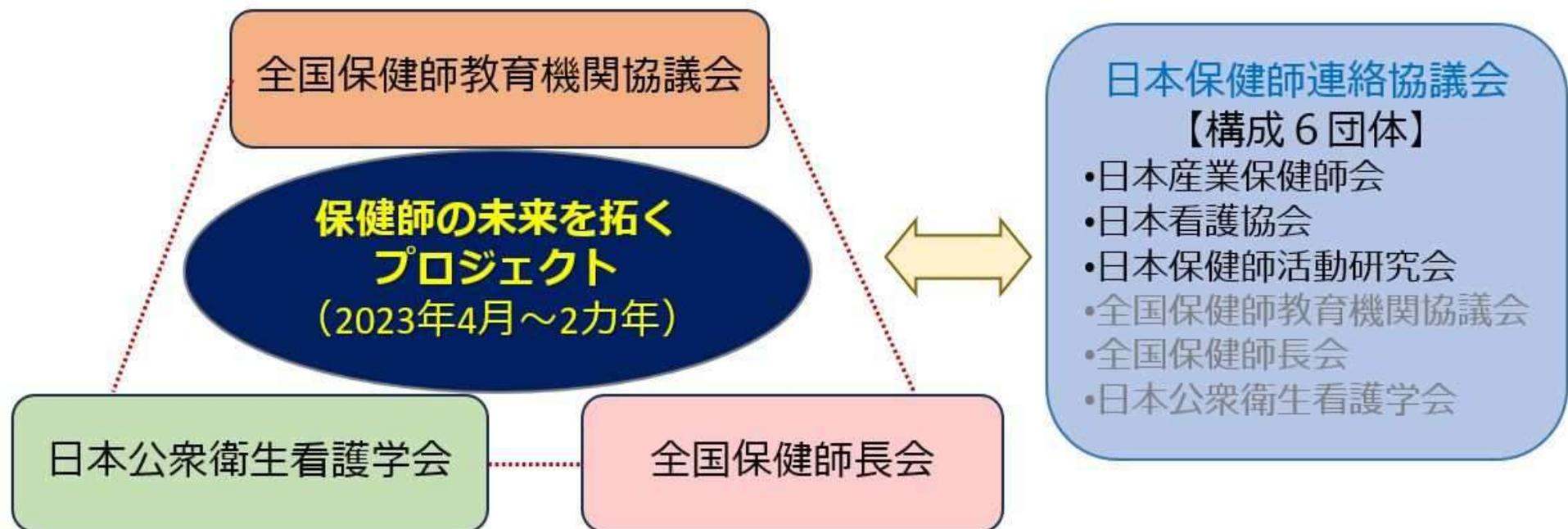
## 保健師の未来を拓く プロジェクト

拓くプロジェクト企画班

岸先生の報告につづく 

# 保健師の未来を拓くプロジェクト（趣旨）

- 保健師に求められる公衆衛生看護活動は拡大・高度化しており、その実践能力の明確化と能力開発、および社会的認知の向上への課題を抱えている。
- これらの課題に**経年的に、系統的かつ組織的に取り組む体制**が不可欠である。



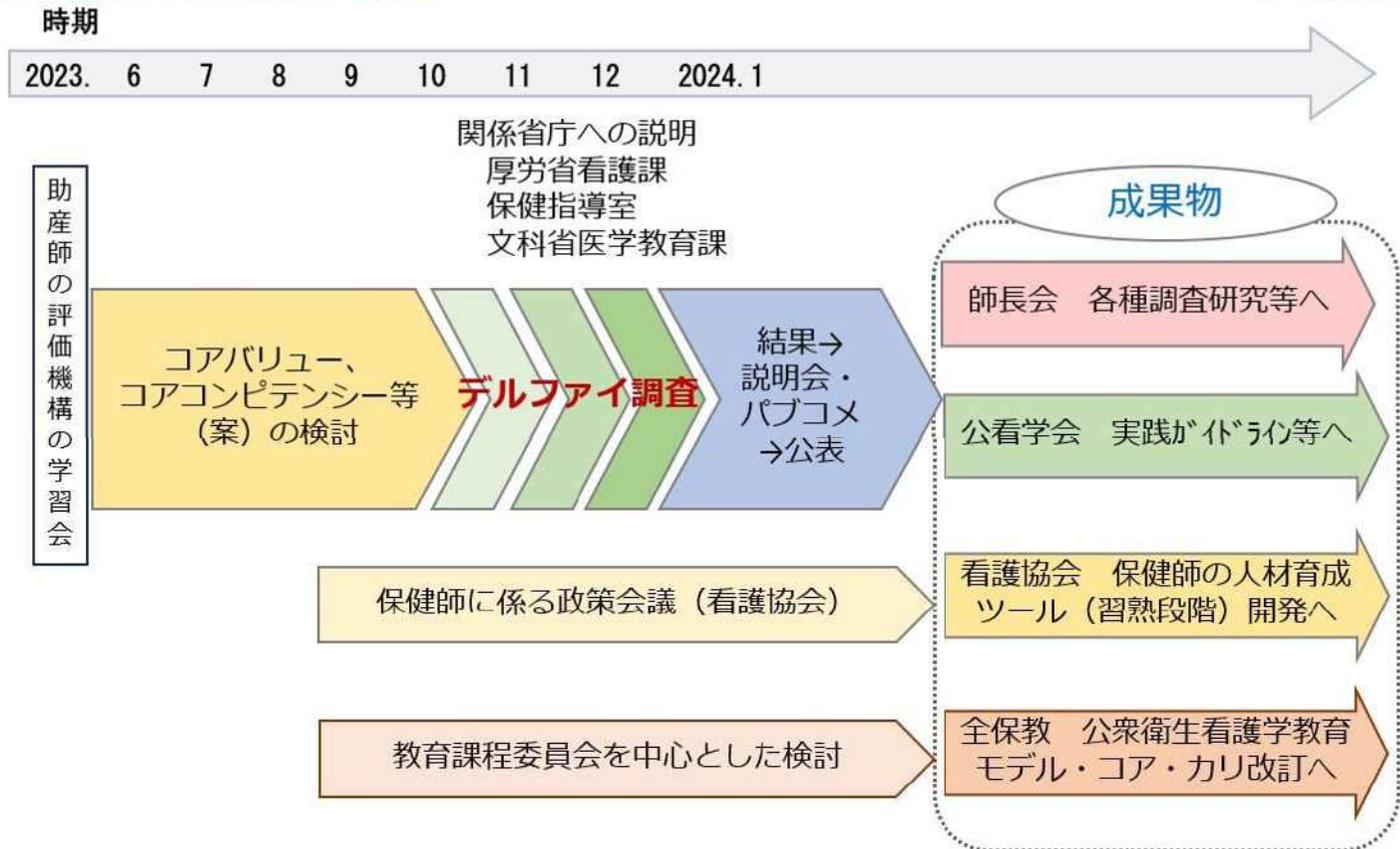
# 保健師の未来を拓くプロジェクト（目的）



保健師の上流の課題を  
関連団体の協働で解決  
したい

1. 専門職要件：関連団体  
で合意された規範や  
倫理がない  
→ 定義、コアコンピ  
テンシー等の明確化と  
合意へ
2. 合意形成推進母体と  
なる組織がない  
→ 合同委員会化も視  
野に教育・実践・研究  
の3団体で始動
3. 持続的な質保証に資  
する外部評価機構が  
ない → 保健師教育・実  
践の質保証を担う機  
関の検討が必要

保健師関連団体合意のコアバリュー・コアコンピテンシー等明確化へ



全国保健師育成機関協議会 2023年11月 臺有桂会長作成スライド（一部改変）



日本保健師連絡協議会  
2023年度活動報告集会

# 保健師教育のさらなる充実に向けて

一般社団法人全国保健師教育機関協議会

会長 臺 有桂

# 1. 活動概要

## ■ 会員校 239校（全国295校の78.6%）

【教育課程別内訳】

大学院（22）、大学専攻科（5）、専門職大学院（1）  
大学（201）、短期大学専攻科（2）、  
養成所\_1年（4）、養成所\_統合カリキュラム（4）

## ■ 2023年度アクションプランのスローガン

教員の質向上と上乗せ教育の推進を図り、  
公衆衛生看護学をコアとする保健師教育の  
さらなる充実を目指そう！

## ■ 主な活動

- 1) 上乗せ教育による実践力のある保健師を育成する教育課程推進
- 2) 公衆衛生看護学教員のキャリアラダーに基づいた研修
- 3) 公衆衛生看護学の技術の体系化と教育方法の検討及び技術教育の普及

【報告書】 公衆衛生看護技術の明確化と保健師教育への活用  
(全国保健師教育機関協議会版)

- 4) 保健師教育課程の質を保証するための評価基準の改訂
- 5) 保健師国家試験問題改善のための活動

- 6) オンラインジャーナル「保健師教育」の公開
- 7) 将来的な保健師教育における分野別認証評価の検討
- 8) 健康危機管理に対する保健師教育の現状分析と強化 【成果物】 演習用視聴覚教材
- 9) 公衆衛生の向上と国民の健康生活に貢献するための社会活動

【各種委員・委託研究事業への参画】

- 保健師の未来を拓くプロジェクト
- 文科省委託事業：JANPU臨時委員会「感染症等の健康危機管理に対応できる保健人材養成のための調査研究事業」
- 厚労省「管理職研修を通じた自治体と大学の協働に関するアドバイザー事業」
- 文科省「看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会」

## 2. 保健師教育の動向

# 1) 新カリキュラム

R4 (2022) 年度入学生より適用

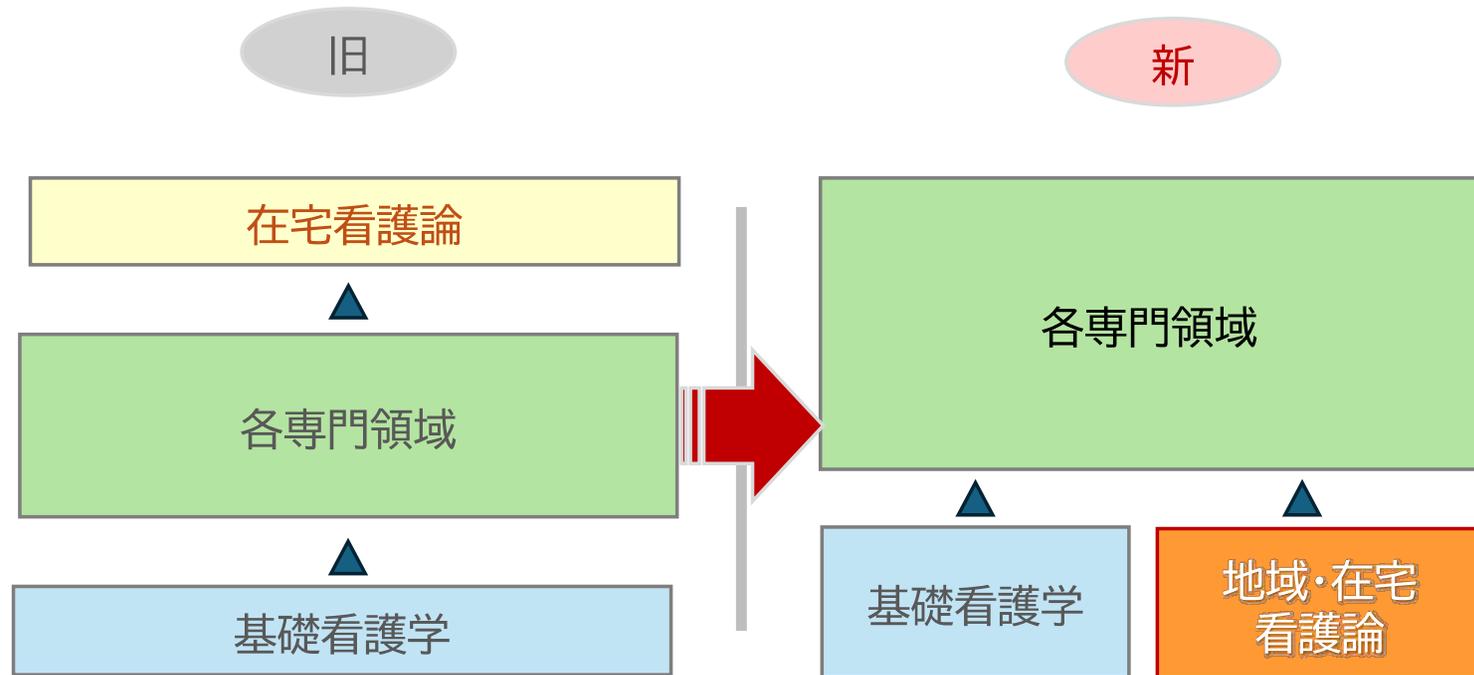
## ① 看護師基礎教育 97⇒102単位

### 《ポイント》

- 地域包括ケアシステムの推進
- 「地域・在宅看護論」へ名称・位置づけ変更
  - ・ 対象は療養者を含めた地域での生活者
  - ・ 予防から
  - ・ 療養の場の拡大～地域へ／での看護活動

参考) 厚生労働省：看護基礎教育検討会報告書,R元年10月15日  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000557405.pdf>

# 看護師基礎教育における 「地域・在宅看護論」の位置づけ(イメージ)





## ②保健師教育 28⇒31単位

### 《ポイント》

- 事業化・施策化～ケアシステムの構築
- 健康危機管理
- 疫学データ・保健統計からの地域アセスメント
- 対象への継続的な支援と社会資源の活用

○**臨地実習**については、**多様な場**、かつ個人・家族への支援の評価に基づいた訪問を含む**継続的な保健指導**を行うこと

## 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表一

教育内容	単位数	備考	
公衆衛生看護学	<u>18</u> ( <u>16</u> )		
公衆衛生看護学概論	2		
個人・家族・集団・組織の支援	}	健康危機管理を含む。	
公衆衛生看護活動展開論			<u>16</u> ( <u>14</u> )
公衆衛生看護管理論			
疫学			
保健統計学	2		
保健医療福祉行政論	<u>4</u> ( <u>3</u> )		
臨地実習	5		
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村での実習を含む。	
個人・家族・集団・組織の支援 実習	2	継続した指導を含む。	
公衆衛生看護活動展開論実習	}		
公衆衛生看護管理論実習			3
合 計	<u>31</u> ( <u>28</u> )		

# 保健師養成課程の教育の基本的考え方、留意点等 【別表1】

教育の基本的考え方
1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ（共同体）を地域とし、 <u>個人の状況も踏まえつつ地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を多角的・系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、顕在・潜在している地域の健康課題を明確にし、解決・改善策を計画・立案・実施・評価する能力を養う。</u>
2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう <u>予防的アプローチも含めて支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。</u>
3) <u>広域的視点も踏まえて、平常時から健康危機管理の体制を整備し、健康危機の発生時から発生後の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。</u>
4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・介護・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な <u>事業化や施策化、社会資源の活用・開発・管理及びケアシステムの構築を行う能力を養う。</u>
5) 保健・医療・介護・福祉に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に学ぶことにより <u>実践の質を向上させ、社会情勢の動向を的確に捉え、社会的正義・公正に基づき、倫理的問題に対応する能力を養う。</u>

教育内容	単位数	留意点
疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について <u>演習を通して</u> 学ぶ内容とする。
保健医療福祉行政論	4	保健・医療・ <u>介護</u> ・福祉施策の企画及び評価について学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 <u>政策形成過程について事例を用いた演習を通して</u> 学ぶ内容とする。
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村に加え、産業保健、学校保健を含む多様な場で学生が主体的に取り組むことができる実習を行う。
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 <u>訪問や相談を含めた保健指導を通して、地域の健康課題とその解決のためのプロセスを理解することができる実習とする。</u> <u>訪問を含めた継続的な保健指導を通して、個人・家族への支援を評価できる実習とする。</u>
公衆衛生看護活動展開論実習	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。 <u>地域住民、関係機関や医療・<u>介護</u>・福祉の他職種と協働しながら事業化した事例の実際を学ぶ実習とする。</u> 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習		
総計	31	

## 2) 保健師国家試験出題基準

R5 (2023) 年版

### 《ポイント》

- 訪問に関する項目の充実
- 事業化及び施策化
- 疫学の活用
- 地域の保健統計データの分析
- 計画の策定・実施・評価や政策策定過程

<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000958455.pdf>

# 3) 看護学教育 モデル・コア・カリキュラム改訂

(文部科学省・医学教育課)

## ■ モデル・コア・カリキュラム

各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分を抽出し、「モデル」として体系的に整理したもの

看護学： R6（2024）年12月公表→R8（2026）年度適用

## ■ 教育の焦点

コンテンツ・ベース “何を教えるか”

⇒ **コンピテンシー・ベース**へ

- ・ 学習力や学習者の主体性を基盤
- ・ “何ができるようになるか”を重視

- 看護師と保健師、それぞれの特質に応じた教育の明確化が急務
- 社会の変容に応じた保健師教育の見直しが必要

あるべき保健師像を描き、公衆衛生看護学教育で目指す能力とレベルを提示し、教育の質担保を図る

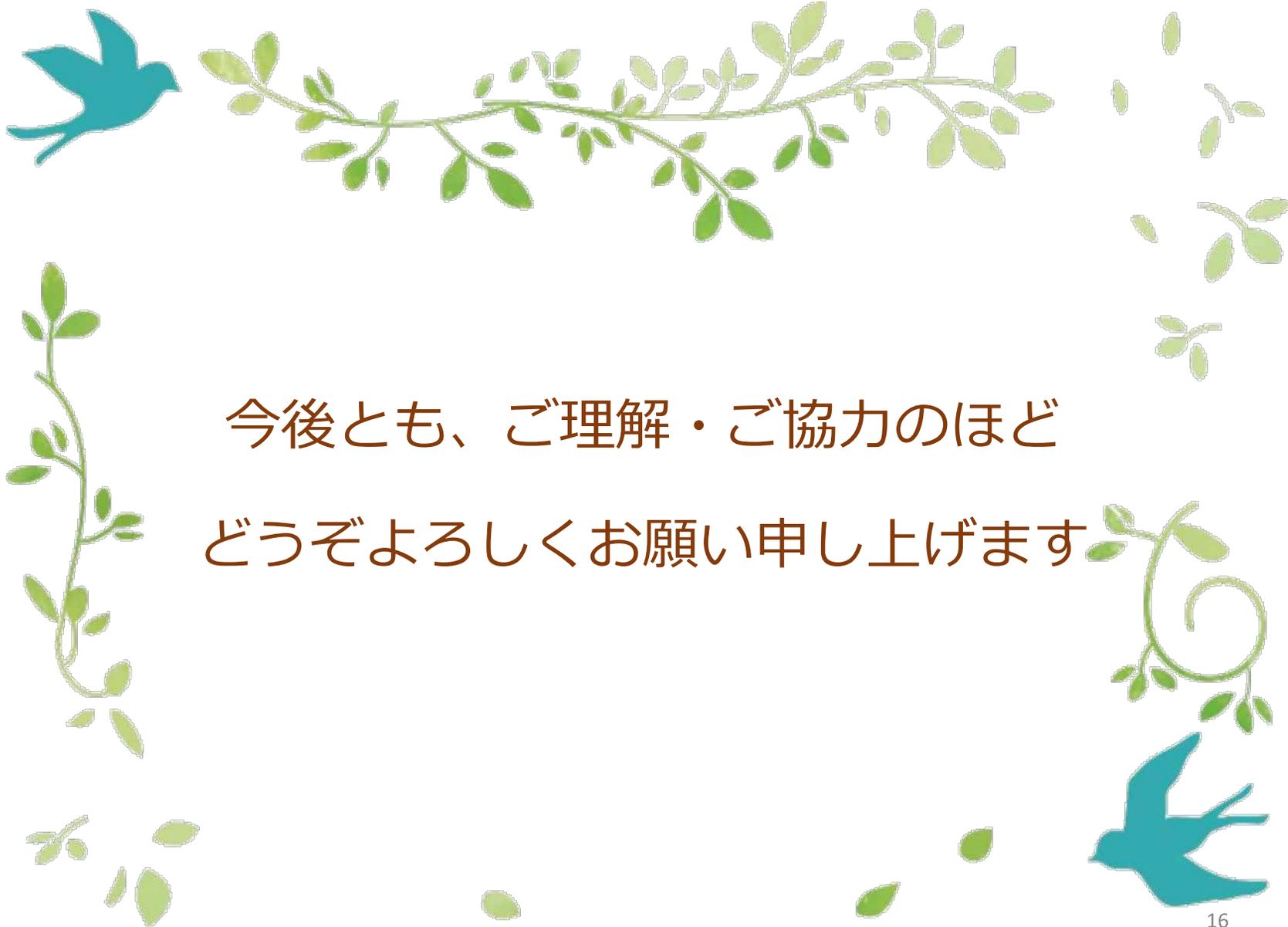


保健師（関連団体）の総意に基づく  
「コア・コンピテンシー」を組み込んだ

公衆衛生看護学教育

モデル・コア・カリキュラム改訂

R6（2024）年度に公表予定



今後とも、ご理解・ご協力のほど  
どうぞよろしくお願い申し上げます

# 保健師の未来を拓くプロジェクト

2023-2024

全国保健師長会・全国保健師教育機関協議会  
日本公衆衛生看護学会

保健師実践/教育のスタンダードとなる  
コアコンピテンシー等関連概念に関する

## デルファイ調査 結果報告

2024年3月24日(日)

日本保健師連絡協議会 活動報告集会

保健師の未来を拓くプロジェクト 企画班

岸 恵美子、岡本 玲子

松本 珠実、臺 有桂



# ■ 本日の流れ

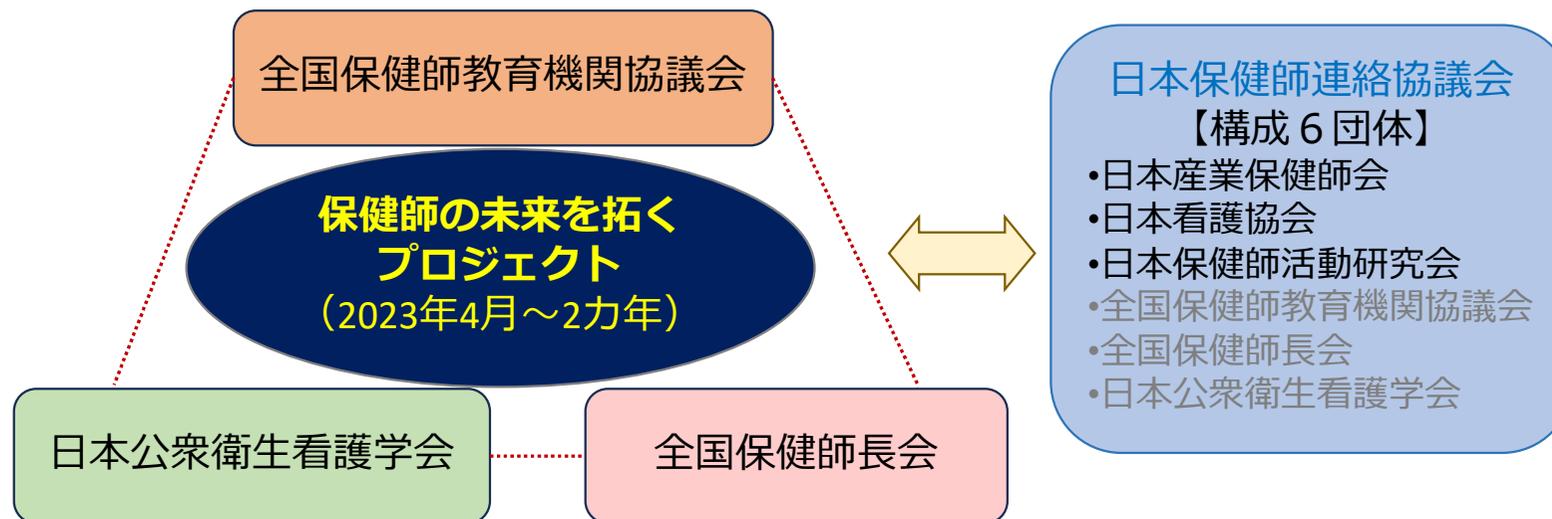
1. はじめに ~プロジェクトの趣旨と経過~
2. デルファイ調査(コンセンサスメソッド)について
3. 保健師のコアバリューとコアコンピテンシー
4. 今後の方向性に関する意見
5. おわりに ~周知と活用に向けて~



# 1.はじめに プロジェクトの趣旨と経過

# 趣旨 保健師の未来を拓くプロジェクト

- 保健師に求められる公衆衛生看護活動は拡大・高度化しており、その実践能力の明確化と能力開発、および社会的認知の向上への課題を抱えている。
- これらの課題に経年的に、系統的かつ組織的に取り組む体制が不可欠である。



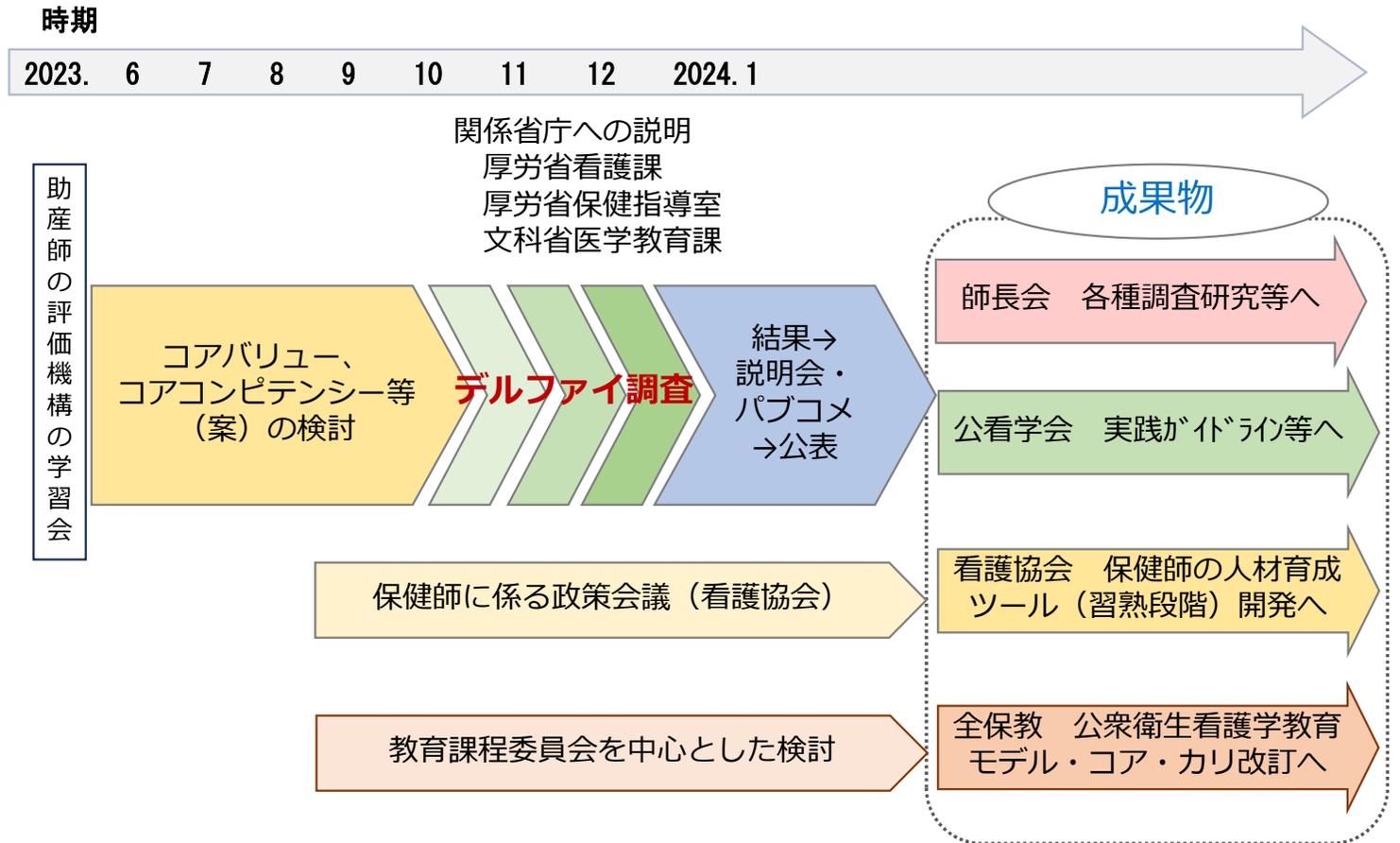
# 到達目標 保健師の未来を拓くプロジェクト

## 上流の課題

保健師の上流の課題を  
関連団体の協働で解決  
したい

1. 専門職要件: 関連団体に  
合意された規範や倫理  
がない  
➡定義、コアコンピテン  
シー等の明確化と合意へ
2. 合意形成推進母体とな  
る組織がない  
➡合同委員会化も視野  
に教育・実践・研究の3団  
体で始動
3. 持続的な質保証に資す  
る外部評価機構がない  
➡保健師教育・実践の質  
保証を担う機関の検討  
が必要

## 保健師関連団体合意のコアバリュー・コアコンピテンシー等明確化へ



# 保健師の未来を拓くプロジェクト メンバー (順不同 敬称略 20名)

2024年3月現在

■企画班

## 保健師の未来を拓くプロジェクト メンバー名簿

順不同 20名

フリガナ 氏名	所属・役職	団体・背景	フリガナ 氏名	所属・役職	団体・背景
マンモト タマミ 松本 珠実	大阪市健康局健康推進部 保健主幹	発起人■ 全国保健師長会会長 公衆衛生看護学会副理事長	サエキ カズコ 佐伯 和子	富山県立大学 教授	発起人 公衆衛生看護学会初代理事長 全国保健師教育機関協議会元会長
マエダ カオリ 前田 香	福島県保健福祉部 健康づくり推進課 主幹	発起人 全国保健師長会副会長	イワモト サオリ 岩本 里織	神戸市看護大学 教授	発起人 全国保健師教育機関協議会副会長 公衆衛生看護学会理事
ヨシムラ フミコ 吉村 史子	福岡市南区保健福祉センター 地域保健福祉課長	師長会推薦 学会・学術に関する委員会	オカモト レイコ 岡本 玲子	大阪大学 教授	発起人■ 公衆衛生看護学会理事長 全国保健師教育機関協議会元副会長
フルハシ ヨシミ 古橋 完美	愛知県半田保健所 健康支援課長	師長会推薦 学会・学術に関する委員会	アサハラ キヨミ 麻原 きよみ	聖路加国際大学 研究科長・教授	発起人 公衆衛生看護学会前理事長
カラカワ ユウイチ 唐川 祐一	愛知県後期高齢者医療広域連合広域 連合給付課 保健事業グループリーダー	師長会推薦 学会・学術に関する委員会	イズミ ヒサコ 和泉 比佐子	神戸大学 教授	発起人 公衆衛生看護学会理事
キシ エミコ 岸 恵美子	東邦大学 学部長・教授	発起人■ 全国保健師教育機関協議会前会長 公衆衛生看護学会理事	アラキダ ミカコ 荒木田美香子	川崎市立看護大学 副学長・教授	公衆衛生看護学会推薦 産業保健師会推薦 全国保健師教育機関協議会元副会長
ダイユカ 臺 有桂	神奈川県立保健福祉大学 教授	発起人■ 全国保健師教育機関協議会会長	ミツモリ ヤスコ 三森 寧子	千葉大学教育学部 准教授	公衆衛生看護学会推薦 学校保健
イダチ アヤ 井口 理	日本赤十字看護大学 准教授	全保教推薦 総務担当理事	エンドウ マサユキ 遠藤 雅幸	川崎市立看護大学 講師	公衆衛生看護学会推薦 国際委員会
マツバラ ミチコ 松原 三智子	北海道科学大学 教授	全保教推薦 教育課程委員会担当理事	モチギ 茂木 りほ	国立保健医療科学院 主任研究官	発起人
ムラシマ サチヨ 村嶋 幸代	大分県立看護科学大学 学長・教授	発起人 全国保健師教育機関協議会元会長	サカタ サチ 坂田 祥	日本看護協会	発起人

3団体の理事会の承認とメンバーの推薦を得て20名にて始動。この際、産業保健師会からも1名推薦を得た。

➤ 有志参加であった看護協会所属のメンバーには8月に依頼し正式に看護協会からの参加となった。

















### 3.保健師のコアバリューと コアコンピテンシー

# 保健師のコアバリューとコアコンピテンシー

保健師は、保健師助産師看護師法により、「医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的」とし「保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする」名称独占の専門職と定められています。この表はその保健師のコアとなるコアバリューとコアコンピテンシーを示しています。

保健師のコア	項目	定義
<b>コアバリュー</b>  保健師の価値・規範であり、行動や意思決定の基準となる根源的な考え方	1 健康の社会的公正	すべての人々/コミュニティに生じる健康格差や健康の不正の是正に取り組み、健康に資する公正な社会環境を構築/創造する。
	2 人権と自律	すべての人々/コミュニティにおける人権侵害の回避に努め、健康に関する権利を衛り、主体的な意思決定を尊重する。
	3 健康と安全	すべての人々/コミュニティの健康・安全を損なうリスクの発見/最小化に取り組み、健康で安全な生活を送ることを保障する。
<b>コアコンピテンシー</b>  保健師の所属領域・部署に依らず、保健師の中核となる能力	1 プロフェッショナルとしての自律と責任	保健師としての責任を自覚し、自身の知識・技術の開発・更新を図り、社会的信用を確保するとともに、専門性を高める。
	2 科学的探究と情報・科学技術の活用	情報科学・科学的技術を活用し、エビデンスに基づく実践の基盤となる専門的知識・技術を開発・普及する。
	3 ポピュレーションベースのアセスメントと分析	対象となる人々/コミュニティの特性や実態を多角的に捉え、横断的/縦断的なアセスメントと分析により、顕在的/潜在的なニーズと優先度を明確化する。
	4 健康増進・予防活動の実践	人々/コミュニティの実態に応じて、その力量形成に向けた健康増進活動と、リスク回避に向けた予防活動を実践する。
	5 公衆衛生を向上するシステムの構築	社会全体の健康水準の向上に向けて、必要な事業化・施策化、社会資源開発、体制整備を行う。
	6 健康なコミュニティづくりのマネジメント	人々/コミュニティの健康に資する計画、実施、評価、改善を組織的/総合的に展開・管理する。
	7 人々/コミュニティを中心とする協働・連携	主体となる人々/コミュニティ、および多職種・多機関とともに、パートナーシップのもと、目的・目標の達成に向けて、役割・機能を発揮する。
	8 合意と解決を導くコミュニケーション	人々/コミュニティに寄り添い、全体の調和を伴う合意の形成や課題の解決を、対話/調整を通して行う。

参考:コンピテンシーとは、その道で継続して成果(高業績)をあげる人に特徴的な能力であり、考え方や姿勢、行動特性が含まれる

# 主な用語の解説

## 【修正方針】

原案の修正においては、次の修正方針を決め、全ての意見を慎重に吟味しました。

- 教育、実践、研究において全ての保健師が合意のうえ共通に使用できる内容をめざす。
- 保健師の専門性や独自性、公衆衛生看護における重要な原則が、枠組みと定義に表現されるように配慮する。
- 文言の修正において、枠組み・定義は、その下層に多くの内容を含むものであるため、できるだけシンプルにかつ多くの意味内容を包含する用語を用いて表現する。
- 枠組みの表現には、目的を表す内容は書かず、また「～の能力、～のコンピテンシー」などを付けない。
- 本質を示す言葉を選択し、説明的な言葉や具体的な方法・手段に当たる内容は含めない。

## 人々/コミュニティ

(スラッシュはand/or)

- 人々とは、各々の人のことであり、個人を基本としている。多くの個人が存在するので人々と表現している。すべての人々とは、性別や年齢、居住地、健康度等に関わらず全員という意味である。
- コミュニティの構成要素には、個人・家族、集団、組織、地域社会が含まれる。コミュニティには、共通の目的や地域特性(文化、慣習、産業、自治等)などによる社会的なつながりがある。

## ポピュレーションベース

※人口集団しか見ないという意味ではありません

- 「ポピュレーションベース」とは、個を大事に、誰ひとり取り残さない、すべての人に健康を、を実現するために、常にポピュレーションを視野に入れながら、臨機応変に個人やコミュニティ、システムにフォーカスして包括的に事象を見る、あるいは個から全体、全体から個という双方向で見る、複眼的・多角的な視点で総合的に見る原則を指します。活動方法には、個別対応やハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチ等が含まれます。

## 健康増進・予防活動

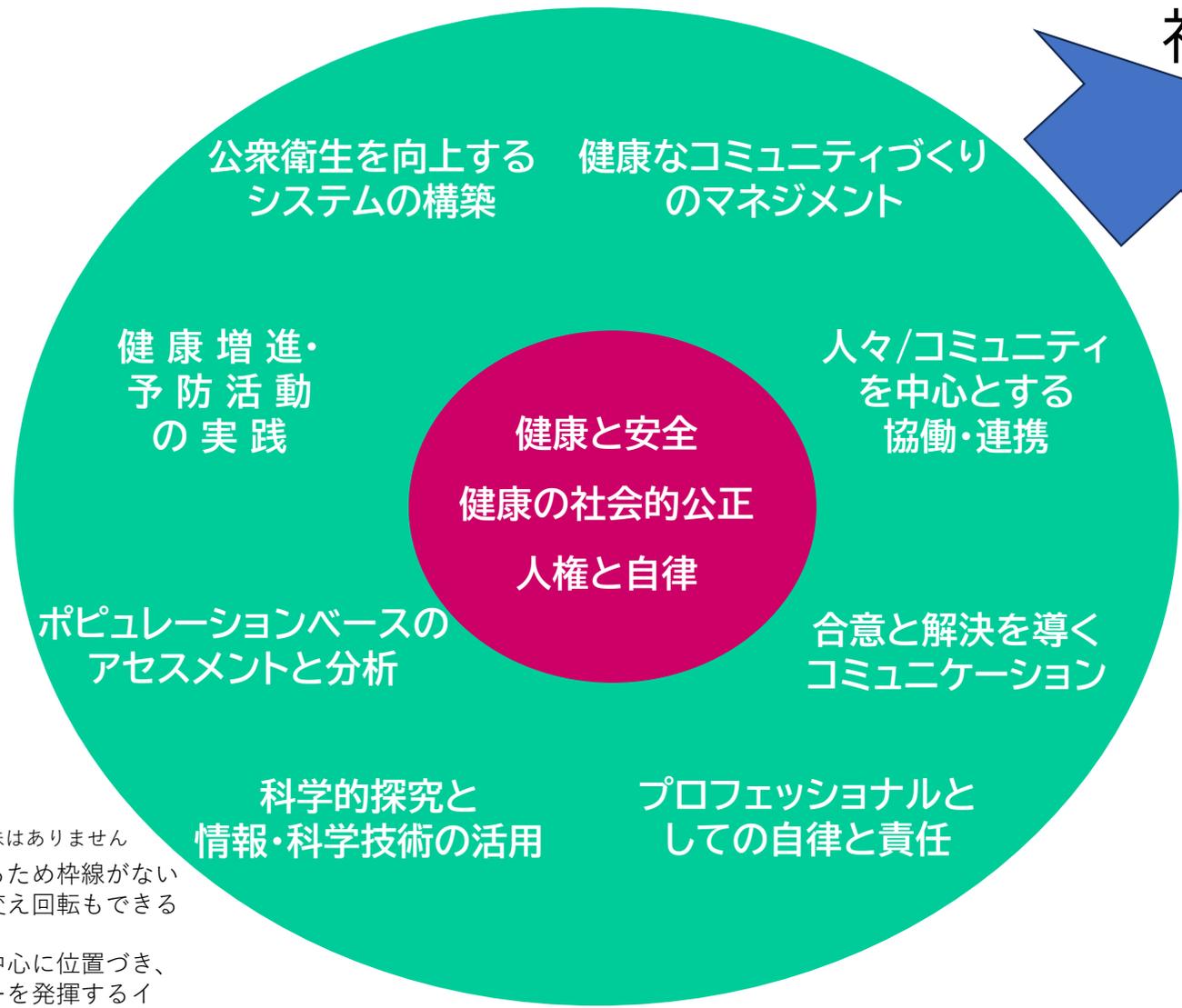
= 健康増進活動と予防活動

- 健康増進とは、正の状態(positive)を増進する、よりよく生きる方向に向かう意であり、健康増進活動は、健康な生活習慣や行動の獲得、セルフケア能力やQOLの向上を目指し、身体的、精神的、社会的な健康全般を向上させるための取り組みを指します。
- 予防とは、負の状態(negative)を防ぐ、解消する意であり、予防活動は、健康を阻害する要因となる上流の問題を捉えて、人々を疾病や障がいから保護し、疾病の発生や広がりを未然に防ぐための戦略的な取り組みやアプローチを指します。

## 合意と解決を導くコミュニケーション

※一般的なコミュニケーションを基盤として、保健師の専門性に焦点をあてたコミュニケーション能力を示しています

- 合意を導くコミュニケーション:個人やコミュニティとの関係構築と対話、分野横断的(水平的)あるいは職位縦断的(垂直的)など多様なレベルの合意形成に欠かせないコミュニケーション能力です。合意に向けて、民主的に、中立性を保ち、相互のウィンウィンや共存共栄を志向して、対立ではなく全体の調和を生む方向に総合調整的に対話を進めるコミュニケーションの力量です。常に全体をみるのは、Health for All、No One Left Behindといった考えを基盤に持つ3つのコアバリューを反映しています。
- 解決を導くコミュニケーション:現場の課題解決に資する目標を志向した活動に欠かせないコミュニケーション能力です。正解や特効薬のない公衆衛生看護活動において、その時点その場所で当面成立可能で受容可能な最適解を導くコミュニケーションの力量です。前進だけでなく後退もあり、受容するだけでなく折衝することもあります。社会資源やネットワークを創造するための戦略的なコミュニケーション能力でもあります。
- これら両方のコミュニケーション能力を駆使して、プロセスを重視し、バランスを取りながら、全体のよりよい方向に向けて活動するところに保健師の専門性があります。



**社会の安寧**  
 対象の健康の保持増進、  
 QOLの向上、疾病や障害  
 の予防と回復の促進

脚注：  
 ■ コアバリュー  
 ■ コアコンピテンシー

➡ 公衆衛生看護の目的 ※向きに意味はありません

- 各コアは臨機に融合して機能するため枠線がない
- 目的の達成に向けて柔軟に形を変え回転もできるように球体を成している
- バリューはぶれることなく常に中心に位置づき、バリューを通してコンピテンシーを発揮するイメージとしている

保健師のコアバリューとコアコンピテンシー:イメージ図



## 4. 今後の方向性に関する意見

# 意見収集：今後の方向性

**保健師の関連概念が、今後広く周知され、皆に活用されるために行う必要があること。重要と思う内容にチェック。（重複回答）**

周知・活用方法の分類	内容	%
周知・活用の原則	保健師関連団体が一致団結、協力して教育・実践・研究に、各種機会や媒体を用いて活用する。	73.7
周知・活用の体制整備	「地域における保健師の保健活動について」等で、明確に触れられること	64.5
法制度への反映	国（厚生労働省・文部科学省）からの通知・通達（局長通知等）	58.1
	指定規則の「保健師に求められる実践能力」への反映、活用	55.8
倫理的な指針に反映	保健師活動指針の周知方法のように系統的な方法で実施	53.9
組織的な教育体制構築	組織的な現任教育の実施	52.5
<b>周知機関・人材</b>		
基礎教育	看護系教育機関での	53.5
	保健師教育機関での	64.1
現任教育	自治体：都道府県・保健所・管内市町村主催の	63.1
保健師関連団体企画	全国保健師師長会	69.6
	全国保健師教育機関協議会	53.9
	日本公衆衛生看護学会	54.4
	日本看護協会	55.3
<b>教育方法</b>		
周知・教育の対象	全ての看護学生・看護職	51.6
	全ての保健師学生	70.5
	全ての保健師（特に新任期、管理職・統括保健師）	77.0
教育の機会・場		
	保健師教育シラバスに明示（公衆衛生看護学概論、等）	62.7
	保健師の現任教育人材育成研修（キャリア別：特に新任期・管理期）	60.4
<b>媒体（周知/教育/活用）</b>		
全体	保健師関連の教育、実践、研究の枠組み（共通に使用）	50.7
基礎教育	保健師教育の教科書	51.2
現任教育	習熟度段階（キャリアラダー）	53.0
関連団体合同事業	保健師ジャーナル等専門誌への連載	51.2

**50%以上の項目を表示、N=217**

- 自由記載(抜粋)
- 質の向上は責務と思う。
  - 報告が出たからよいのではなく、（定着に向けた）現場での取り組みが欠かせない。
  - まず調査協力団体の理解と合意を経て作り上げることが重要。
  - 様々な手段・方法を駆使して基礎教育・現任教育・実践に行かせればよい。
  - 全国保健所長会にも周知を。
  - 保健師と教員等への周知と共通認識、協働が必要(双方の活動・教育内容の把握が必要)。
  - 正しく伝えられる人や媒体を活用した統一的な伝達が必須。
  - そのための戦略的な取り組みが必要。
  - このままの表現で伝えられても実践とつながらなければ理解でいないので例示が必須。

**名称独占の保健師が社会的な信用力を得た専門職であるために、保健師個人あるいは職能集団として行うべきこと。重要と思う内容にチェック。（重複回答）** 40%以上の項目を表示し、50%以上の項目に黄色マーカーをした。

用語の解説明示：可視化、言語化、映像化、数量化、ナラティブ化等により社会に公表し見せること

活動：公衆衛生看護活動のこと  
対象：人々/コミュニティのこと

		N=217	%
活動原則・倫理	使命と責任の明示		58.1
	保健師が遵守する倫理の明示（倫理綱領、ガイド、手引）		53.0
	保健師の専門性・独自性の明示		67.7
	法律・制度上の位置づけ・役割の明示		61.3
	コアバリューとコアコンピテンシーの明示		54.8
職能としての品質管理	保健師職能による品質管理の基準と実際の明示		43.3
	活動と成果の説明責任を果たす行動指針の明示		47.0
	エビデンスに基づくガイドラインの明示		46.1
制度や体制による品質管理	就労後の定期的自己研鑽システムの構築		41.0
調査研究による品質管理	課題解決への寄与を検証した研究成果の明示		46.1
活動成果の公表	保健師による社会の公衆衛生向上の成果評価		60.8
	活動実績の明示（アウトカム、量的・質的評価）		47.0
活動内容	活動目的・目標の明示		45.2
	根拠に基づく活動の明示		49.8
	活動展開のプロセスの明示		44.7
活動の実際	実際に取り組み貢献している姿の明示		40.6
	住民との協働の実際の明示		45.2
	各領域における活動の実際の明示		42.4

## 自由記載(抜粋)

- 実践家と研究者の協働による公衆衛生看護の明確化と公衆衛生への寄与を可視化必須
- 行うべきことだけでなく、社会全体にどのように明示するかの方策が必要
- 人材育成と資質の向上、職能の強化に尽きる
- 保健師の社会的な位置づけと専門性の確立が重要なので、免許更新制度の議論は不要
- 本人にとっても雇用主にとってもインセンティブを持てる資質向上の仕組みが必要(研修履歴の作成、それを活用した指導助言等)
- ベテラン保健師のスキルを見える化し、認証保健師、エキスパートとして評価される制度の創設
- 保健師の人数と行動経済学的評価との関連についての研究結果を関連団体・世間一般に周知
- 研究成果の公表による世間の認知度の向上



## 5.おわりに ～周知と活用に向けて～

## おわりに ～周知と活用に向けて～

1. 保健師関連6団体の協力を得て3ラウンドのデルファイ調査を行った。
2. コアバリュー、コアコンピテンシー、定義の案について90%以上の非常に強固なコンセンサスを得た(N=217)。
3. コンセンサスを得たコアバリュー、コアコンピテンシーは国内外の枠組みと整合し、かつ保健師の専門性と活動の原則が組み込まれたものであった。
4. 質問紙の作成から調査終了の過程について方法論的妥当性を確認した。
5. デルファイ調査でいただいた意見、保健師関連6団体への説明と意見交換、パブリックコメントで得た意見をもとに修正し、本合同事業における成案に至った。
6. 周知、活用に向けた意見を収集し、今後の方向性を確認した(日本保健師連絡協議会参加団体を通しての周知、活用推進、および合同事業メンバーが中心となって学会誌、雑誌、会報、研修ほか各種機会にて周知、活用推進を図る)。
7. 活用については、実践面では、保健師活動の基盤となる「地域における保健師の保健活動について(保健師活動指針)」、基礎教育においては、保健師教育のモデルコアカリキュラムや、指定規則の「保健師に求められる実践能力」、現任教育においては、保健師実践能力習熟度段階(クリニカルラダー)、研究においては本枠組みに沿った実践ガイドラインの開発といった全国的なスタンダードを作成する際に、保健師関連団体による合意水準を満たした見解として活用できる。

本調査にご協力くださいましたすべての団体および  
専門家パネルのみなさまに心より感謝申し上げます。

公社)日本看護協会、一社)日本産業保健師会、日本  
保健師活動研究会、全国保健師長会、一社)全国保健師  
教育機関協議会、一社)日本公衆衛生看護学会のみなさ  
ま、本当にありがとうございました。

引き続き、周知と活用につつまして、お力添えをい  
ただければ幸いです。

2024年3月吉日

保健師の未来を拓くプロジェクト一同

- 荒木田美香子, 安齋由貴子, 大谷喜美江, 佐川きよみ, 高橋佐和子, 春山早苗, 藤原啓子 (2014) : 日本公衆衛生看護学会による公衆衛生看護関連の用語の定義について. 日本公衆衛生看護学会誌.3 (1) : 49-55.
- 荒木田美香子, 安齋由貴子, 池戸啓子, 大谷喜美江, 佐川きよみ, 高橋佐和子, 鳥本靖子, 春山早苗, 矢島陽子 (2017) : 日本公衆衛生看護学会が考える「公衆衛生看護学の体系 (2017)」の提案. 日本公衆衛生看護学会誌.6 (3) : 303-310.
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2016) : JILPT 資料シリーズ No.178企業内プロフェッショナルのキャリア形成 —知的財産管理と企業法務の分野から—, <https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2016/documents/0178.pdf> p3-11
- 藤田優一, 植木慎悟, 北尾美香, 前田由紀, 藤原千恵子 (2018) : 看護師を対象とするデルファイ法を用いた国内文献の研究手順の実態. 武庫川女子大学看護学ジャーナル. 03:35-42.
- Julia Spranger, Angelika Homberg, Marco Sonnberger, Marlen Niederberger.(2022): Reporting guidelines for Delphi techniques in health sciences: A methodological review. Z. Evid. Fortbild. Qual. Gesundh. wesen (ZEFQ) 172, 1–11. <https://doi.org/10.1016/j.zefq.2022.04.025>
- Jünger, S., Payne, S. A., Brine, J., Radbruch, L., & Brearley, S. G. (2017). Guidance on Conducting and REporting DELphi Studies (CREDES) in palliative care: Recommendations based on a methodological systematic review. Palliative Medicine, 31(8), 684–706.
- Keeney, S., Hasson, F., & McKenna, H.(2011). The Delphi Technique in Nursing and Health Research. Wiley.
- 国里愛彦 (2022) : Delphi法の基礎. 臨床疫学研究における方向の質向上のための統計学の研究会 第40回研究集会 REQUIRE (2022年5月21日) . <https://ykunisato.github.io/ccp-lab-slide/require-delphi/slide.html#1> ~#45
- 厚生労働省健康局長通知 (2013) : 地域における保健師の保健活動について (平成25年4月19日付健発0419第1号)
- 厚生労働省 : 名称独占について <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/05/s0527-14b.html>
- 厚生労働省 : 地域における保健師の保健活動について. [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00tb9310&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9310&dataType=1&pageNo=1)
- 厚生労働省 : 保健師に係るあり方等に関する検討会最終とりまとめ. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000120070.pdf>
- 厚生労働省 (2019) : 看護基礎教育検討会報告書 (令和元年10月15日)
- 文部科学省 : 国家資格について [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/014/shiryu/07012608/003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/shiryu/07012608/003.htm)
- 総務省 : 日本の標準職業分類 [https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm)  
(B専門) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000394335.xls](https://www.soumu.go.jp/main_content/000394335.xls)
- 横光健吾 (2022) :デルファイ法の書き方. 臨床疫学研究における方向の質向上のための統計学の研究会 第40回研究集会「患者報告式デルファイ研究のガイドライン : CREDESの理解」 (2022年5月21日) . <https://researchmap.jp/yokomitsukengo/presentations/37003595>
- 全国保健師教育機関協議会 (2017) : 公衆衛生看護学教育モデル・コア・カリキュラム : <http://www.zenhokyo.jp/work/doc/core-curriculum-2017-houkoku-2.pdf>

ご清聴ありがとうございました

